改正

(趣旨)

- 第1条 この規程は、国立大学法人金沢大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第3 3条の規定に基づき、国立大学法人金沢大学(以下「本学」という。)に勤務する職員(以 下「職員」という。)の給与に関し必要な事項を定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の給与については、それぞれ当該各号の規程に定める。
 - (1) 年俸制の適用を受ける教員のうち、平成31年3月31日以前に年俸制適用教員として学長が決定した者 国立大学法人金沢大学年俸制適用教員の給与等に関する規程
 - (2) 年俸制の適用を受ける教員(第1号及び第5号に規定する年俸制の適用を受ける教員並びに特任教員を除く。)のうち、平成31年4月1日から令和4年5月31日までの間において、採用された者及びこの号に規定する年俸制の適用を受ける教員への切替を希望した者並びに令和4年6月1日以降に採用され、学長が特に認めた者 国立大学法人金沢大学2号年俸制適用教員の給与等に関する規程
 - (3) 年俸制の適用を受ける職員(教員を除く。) 国立大学法人金沢大学年俸制適用職員の給与等に関する規程
 - (4) 専門業務職員 国立大学法人金沢大学専門業務職員の給与等に関する規程
 - (5) 年俸制の適用を受ける教員(第1号及び第2号に規定する年俸制の適用を受ける教員並びに特任教員を除く。)のうち、原則として、令和4年1月1日以降に国立大学法人金沢大学教育職員人事規程第8条の規定により学長の承認を得て令和4年4月1日以降に採用された者及びこの号に規定する年俸制の適用を受ける教員への切替を希望した者 国立大学法人金沢大学第3の年俸制適用教員の給与等に関する規程
- 第2条 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和 22 年法律第49号) その他の法令等の定めるところによる。
- 第3条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。

- 2 職員の本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬として、その職務の複雑、困難 及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考 慮して決定する。
- 3 職員(就業規則第19条及び第19条の2に定める職員(以下「再雇用職員等」という。)及び外国人研究員を除く。)の諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特別拠点手当、共同研究業績手当、高度技術手当、医療体制支援手当、幼児教育体制支援手当、研究代表者等特別手当、クロスアポイントメント手当、ベースアップ評価料手当、時間外・休日労働手当、夜間勤務手当、オンコール手当、管理職特別勤務手当、本給の調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、期末手当及び勤勉手当とする。
- 4 再雇用職員等の諸手当は、管理職手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特別拠点 手当、共同研究業績手当、研究代表者等特別手当、クロスアポイントメント手当、時間 外・休日労働手当、夜間勤務手当、本給の調整額、期末手当及び勤勉手当とする。
- 5 外国人研究員の諸手当は、地域手当及び通勤手当とする。 (給与の支給日)
- 第4条 本給,扶養手当,管理職手当,地域手当,広域異動手当,住居手当,通勤手当,単身赴任手当,特殊勤務手当(資格取得手当,専門看護師手当,認定看護師手当及び手術部看護業務手当に限る。),特別拠点手当,共同研究業績手当,高度技術手当,医療体制支援手当,幼児教育体制支援手当,クロスアポイントメント手当,ベースアップ評価料手当,本給の調整額,初任給調整手当,義務教育等教員特別手当及び教職調整額は,その月の月額を原則として毎月17日(以下この項から第3項までにおいて「支給日」という。)に支給する。
- 2 特殊勤務手当(前項に掲げる特殊勤務手当を除く。),時間外・休日労働手当,夜間勤務手当,オンコール手当及び管理職特別勤務手当は,その月の分を原則として翌月の支給日に支給する。
- 3 支給日が日曜日に当たるときは、支給日の翌日(その日が休日(就業規則第50条第2号に規定する休日をいう。以下この項において同じ。)に当たるときは、支給日の翌々日)に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に、支給日が休日に当たるときは、支給日の翌日に支給する。
- 4 期末手当及び勤勉手当は,6月30日及び12月10日(この項において「支給日」という。)に支給する。支給日が日曜日に当たるときは,支給日の前々日に,支給日が土曜日に当たるときは,支給日の前日に支給する。
- 5 研究代表者等特別手当は、12 月 10 日(この項において「支給日」という。)に支給する。 支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、 支給日の前日に支給する。

(本給表の種類及び適用範囲)

- 第5条 本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 一般職本給表(別表第1(1))

イ 一般職本給表(一)

- 口 一般職本給表(二)
- (2) 教育職本給表(別表第1(2))
 - イ 教育職本給表(一)
 - 口 教育職本給表(二)
 - ハ 教育職本給表(三)
- (3) 医療職本給表(別表第1(3))
 - イ 医療職本給表(一)
 - 口 医療職本給表(二)
- 2 前項の本給表は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員に適用する。
 - (1) 第1号イ 事務職員及び技術職員
 - (2) 第1号ロ 自動車運転手,調理師,動物飼育員,実験助手,作業員及び看護助手等 (第6号及び第7号に掲げる者を除く。)の業務に従事する者
 - (3) 第2号イ 教授、准教授、講師、助教、助手及び外国人研究員
 - (4) 第2号ロ 人間社会学域学校教育学類(以下「学校教育学類」という。)附属の高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭
 - (5) 第2号ハ 学校教育学類附属の幼稚園,小学校及び中学校に勤務する校長,園長, 教頭,主幹教諭,教諭及び養護教諭
 - (6) 第3号イ 薬剤師,栄養士,診療放射線技師,臨床検査技師,衛生検査技師,臨床工学技士,視能訓練士,理学療法士,作業療法士,言語聴覚士,歯科技工士,救急救命士及びその他医療技術職員(採用時にこれらの免許を取得するための国家試験に合格をしている者を含む。)
 - (7) 第3号ロ 保健師,助産師,看護師及び准看護師(採用時にこれらの免許を取得する ための国家試験に合格をしている者を含む。)
- 3 第1項の本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその 級別の資格基準は、別に定める。
- 4 再雇用職員の本給月額は、その者に適用される本給表の再雇用職員の欄に掲げる本給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 5 定年前再雇用短時間勤務職員の本給月額は、その者の受ける本給表の再雇用職員の欄に 掲げる本給月額に、その者の正規の勤務時間を同規則第46条に規定する勤務時間で除し て得た数を乗じて得た額とする。

(初任給)

- 第6条 新たに職員となった者(以下「採用者」という。)の初任給は、その者の学歴、免 許、資格、職務経験等を考慮し決定するものとする。
- 2 採用者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、別に定める在級期間表等に従い決定するものとする。

- 3 前項により職務の級が決定された者の号給は、その決定された職務の級の号給が別表第 2に掲げる初任給基準表に定められているときは当該号給を、当該職務の級の号給が同表 に定められていないときは別に定める号給を基礎に、職務経験等を考慮して決定する。
- 4 その他初任給に必要な事項は、別に定める。 (昇格)
- 第7条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達したものは、その者の資格及び職責に応じて、1級上位に昇格することがある。ただし、育児支援等事務職員及び再雇用職員等を除く。
- 2 前項により職員を昇格させた場合におけるその者の号給の決定については、別に定める。
- 3 その他昇格に必要な事項は、別に定める。 (降格)
- 第8条 職員が就業規則第9条及び第9条の2の規定により降任した場合は、当該職員を下位の級に降格させることがある。
- 2 前項により職員を降格させた場合におけるその者の号給の決定については、別に定める。
- 3 その他降格に必要な事項は、別に定める。 (昇給)
- 第9条 職員の昇給は、昇給日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、教育職本給表(一)の適用を受ける者にあっては、原則として直近の教員評価結果に応じて行うものとし、昇給への反映等に関する必要な事項は国立大学法人金沢大学教員評価結果の昇給等への反映に関する規程に定める。
- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は,前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(その職務の級が次の各号に定める級以上である職員(以下「特定職員」という。)にあっては,3号給)とすることを標準として,前項に規定する職員の勤務成績により決定される昇給の区分に応じて別表第4に定める号給数とする。
 - (1) 一般職本給表(一)7級
 - (2) 教育職本給表(一)5級
 - (3) 医療職本給表(一)7級
 - (4) 医療職本給表(二)6級
- 3 55 歳(一般職本給表(二)の適用を受ける職員及び次項に規定する職員を除く。)に関する 前項の適用については、同項中「4 号給(その職務の級が次の各号に定める級以上である 職員にあっては、3 号給)」とあるのは、「2 号給」とする。
- 4 57歳(教育職本給表(一)の適用を受ける職員は、60歳)を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合又は極めて良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する職員の勤務成績により決定される昇給の区分に応じて別表第4に定める号給数とする。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことはできない。
- 6 その他昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(昇給日)

- 第9条の2 前条に規定する昇給の日は,毎年1月1日とする。 (特別の場合の昇給)
- 第10条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのため危篤となり、 又は著しい障害の状態となった場合その他特に学長が必要と認める場合には、昇給させ ることがある。
- 2 その他この条に規定する昇給に必要な事項は、別に定める。 (特別の場合の昇給の時期)
- 第11条 前条に規定する昇給の時期は次の各号に定める日とする。
 - (1) 生命をとして職務を遂行し、そのため危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合 職員が危篤又は著しい障害の状態となった日
 - (2) その他特に学長が必要と認める場合 その都度定める日 (扶養手当)
- 第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職本給表(一)の適用を受ける者でその職務の級が9級以上であるもの(以下「般(一)9級以上職員」という。)に対しては、支給しない。
- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(年齢に達する日とは, 誕生日の前日をいう。以下同じ。)
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(教育職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者、一般職本給表
 - (一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者及び医療職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級の者(以下「教(一)5級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4月1日から満 22 歳に達する日 以後の最初の 3月 31 日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合におけ る扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族 たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族(般(一)9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、般(一)9級以上職員から般(一)9級以上職員以外の職員にな

った職員に扶養親族たる配偶者,父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては,その職員は,直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(般(一)9級以上職員に扶養親族たる配偶者,父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が,満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により,扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び般(一)9級以上職員に扶養親族たる配偶者,父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)なお,事実が生じた日については,職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得るべきこととなった日(郵便等の通知の場合は,同居の家族が当該郵便等の通知を受領した日。ただし,単に金額が確定していない等通知をあらかじめ受領することを了知している場合及び手続き等の遅れによって溯及して支給される場合を除く。)とする。
- (3) 扶養親族たる子,父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
- (4) 扶養親族たる子,父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(般(一)9級以上職員にあって は、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、般 (一) 9級以上職員から般(一) 9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配 偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に 係るものがないときはその職員が般(一)9級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養 親族(般(一)9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による 届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属 する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合 においてはそれぞれの者が退職し、解雇され又は死亡した日、般(一)9級以上職員以外 の職員から般(一)9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者,父母等で同項の規 定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定に よる届出に係るものがないときはその職員が般(一)9級以上職員となった日,扶養手当 を受けている職員の扶養親族(般(一)9級以上職員にあっては扶養親族たる子に限 る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場 合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その 日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項 の規定による届出が,これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは, その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属す る月)から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からそ

- の支給額を改定する。前項ただし書の規定は,第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(般(一)9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者,父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある般(一)9級以上職員が般(一)9級以上職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者,父母等で第5項の規定による届出に係るものがある教(一)5 級職員等が教(一)5級職員等及び般(一)9級以上職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者,父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係る者がある職員で般(一)9級以上職員以外のものが般(一)9級以上職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者,父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で教 (一)5級職員等及び般(一)9級以上職員以外のものが教(一)5級職員等となった 場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある 子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 8 その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。 (管理職手当)
- 第13条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員について、 その職務の特殊性に基づき支給する。
- 2 前項の規定による管理職手当の月額は、別表第5に定める額とする。
- 3 その他管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。 (地域手当)
- 第14条 地域手当は、次の表に掲げる地域に勤務する職員に支給する。

支給地域	支給割合
石川県内	100分の3
東京都のうち特別区	100 分の 20
愛知県名古屋市	100 分の 15

- 2 地域手当の月額は、本給、本給の調整額、扶養手当、管理職手当及び教職調整額の月額の合計額(以下この条において「本給等の合計額」という。)に、前項の表に定める支給地域欄に掲げる区分に応じて、支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- 3 別に定める支給地域に在勤する国家公務員、地方公務員又は国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号)第 7 条の 2 に規定する公庫等職員(以下「公庫等職員」という。)が、その在勤する地域を異にして引き続き職員となった場合(当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き 6 月を超えて在勤していた場合に限る。)において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合(以下この項において「異動後の支給割合」という。)が当該異動の日の前日に在勤していた機関が定める支給割合(ただし、その支給割合が 6 月を超える期間受けていない場合にあっては、当該異動の前日から 6 月遡った日の

前日までの間において受けていた最も低い支給割合をいい、当該地域に係る別に定める 支給割合を超える場合は、別に定める支給割合とする。以下この項において「異動前の 支給割合」という。)に達しないこととなるときは、当該職員には、当該異動の日から2 年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の 支給割合(異動後の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該改定後の 異動後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日の前日までの間)、本給等の合計 額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域 手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に 勤務する地域を異にして異動した場合及び当該職員が当該異動の日の前日に在勤してい た機関において当該機関への異動に伴う異動保障に係る地域手当の支給が2年を経過し ていないこととなる場合における当該職員に対する地域手当の支給については、別に定 める。

- (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合(異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。)
- (2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 4 その他地域手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。 (広域異動手当)
- 第14条の2 職員がその勤務する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の勤務する勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき別に定める方法により算定した勤務箇所間の距離(異動等の日の前日に勤務していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に勤務する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と勤務箇所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に勤務する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートルよ上であるとき(当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、本給、本給の調整額、扶養手当、管理職手当及び教職調整額の月額の合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に勤務していた勤務箇所への異動等が予定されている場合は、この限りでない。
 - (1) 300 キロメートル以上 100 分の 10
 - (2) 60 キロメートル以上300 キロメートル未満 100 分の5
- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域

異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

- 3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が,第14条の規定により 地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は,前2項の規 定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。こ の場合において,前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割 合以下であるときは,広域異動手当は,支給しない。
- 4 公庫等職員から引き続き職員に採用され、第1項の規定による広域異動手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前3項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。 (住居手当)
- 第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
 - (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(本学から貸与された 宿舎に居住し、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。)
 - (2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が 居住するための住宅(別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家 賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があるとして別に定めるもの。
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額 (その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
 - イ 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 16,000 円を控除し た額
 - ロ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除 した額の 2 分の 1 (その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは,17,000 円)を 11,000 円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 その他住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。 (通勤手当)
- 第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその 運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等 を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関 等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメート ル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員にあっては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。
 - (2) 前項第2号に掲げる職員にあっては、次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額とする。ただし、平均1週当たりの勤務日数(日に満たない端数は切り捨てる。)が5日未満の職員にあっては、その額に1週当たりの勤務日数を5で除した割合を乗じて得た額とする。
 - イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道 5 キロメートル未満である職員 2,000 円
 - ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
 - ハ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 7,100 円
 - ニ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 10,000 円
 - ホ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 12,900 円
 - へ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 15,800 円
 - ト 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 18,700 円
 - チ 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 21,600 円
 - リ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 24,400 円

- ヌ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 26,200 円
- ル 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 28,000 円
- ヲ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 29,800 円
- ワ 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 31,600 円
- (3) 前項第3号に掲げる職員にあっては、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額の合計額(その額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額とする。
- 3 第1項第1号又は第1項第3号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島等に所在する勤務箇所で通勤のため、当該島への交通に橋、トンネルその他の施設(以下「橋等」という。)を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金(以下「特別運賃等」という。)を負担することを常例とする職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき,別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しない者とした場合 における前3項の規定による額
- 4 通勤手当は、前2項の規定による額を支給単位期間の月数で除した額を1月毎に支給する。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、次の各号に掲げる交通機関等又は橋等の区分に 応じ、当該各号に定める期間とする。
 - (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等又は 橋等 当該普通交通機関等又は橋等において発行されている定期券の通用期間のうち それぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間
 - (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関 等又は橋等 1 箇月
 - (3) 自動車等 1 筒月
- 6 その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。 (単身赴任手当)
- 第17条 勤務箇所を異にする異動(出向の場合を含む。)又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は在勤する勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は在勤する勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(雇用の事情等を考慮して学長が指定する職員に限る。)その他権衡上必要があると認められるものとして学長が指定する職員には、

単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、次の表の交通距離の区分に応じて定める額を加算した額)とする。

距離区分	加算額
100 キロメートル以上 300 キロメートル未満	8,000円
300 キロメートル以上 500 キロメートル未満	16,000円
500 キロメートル以上 700 キロメートル未満	24,000 円
700 キロメートル以上 900 キロメートル未満	32,000 円
900 キロメートル以上 1,100 キロメートル未満	40,000円
1,100 キロメートル以上 1,300 キロメートル未満	46,000円
1,300 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満	52,000 円
1,500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満	58,000円
2,000 キロメートル以上 2,500 キロメートル未満	64,000円
2,500 キロメートル以上	70,000 円

- 3 公庫等職員から引き続き職員に採用され、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(雇用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。 (特殊勤務手当)
- 第18条 著しく危険,不快,不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で,給与上 特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないと認めら れるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。
- 2 その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。 (特別拠点手当)
- 第18条の2 金沢大学学則第14条第2項に定めるナノ生命科学研究所に所属(併任を含む。) する職員には、業務の国際性及び特殊性に鑑み、ナノ生命科学研究所長(以下この条において「所長」という。) の業績評価に基づき、特別拠点手当を支給することができるものとする。ただし、所長の業績評価は、外部評価委員会の評価を踏まえ、学長が行うものとする。
- 2 その他特別拠点手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(共同研究業績手当)

- 第18条の3 共同研究業績手当は、金沢大学共同研究取扱規程第3条第1項第2号及び第3 号の規定に基づき企業等が負担する共同研究を担当する教員の人件費の額の範囲内で、 当該共同研究を担当する教員に支給することができるものとする。
- 2 その他共同研究業績手当に関し必要な事項は、別に定める。 (高度技術手当)
- 第18条の4 高度技術手当は、高度な技術を有する者として、金沢大学総合技術部高度技 術職員認定制度に関する規程第4条の規定によりエバンジェリスト、マイスター及び高 度技術専門職員(以下「高度技術専門職員等」という。)に認定された技術職員に支給 する。
- 2 高度技術手当の月額は、次の各号に定める額とする。
 - (1) エバンジェリスト及びマイスター 本給の月額に 100 分の 14 の割合を乗じて得た額
 - (2) 高度技術専門職員

ア 1級 5,000円

イ 2級 3,000円

ウ 3級 1,000円

- 3 高度技術手当は、高度技術専門職員等に認定された年度に限り支給する。
- 4 その他高度技術手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医療体制支援手当)

- 第 18 条の 5 附属病院に勤務する次の各号に掲げる職員に、当分の間、医療体制支援手当を支給する。
 - (1) 一般職本給表(一)適用職員のうち、国立大学法人金沢大学職員任免規程別表に規定する医療ソーシャルワーカーの職にある者
 - (2) 医療職本給表(一)及び医療職本給表(二)適用職員
- 2 医療体制支援手当の額は、月額8,000円とする。
- 3 その他医療体制支援手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。 (幼児教育体制支援手当)
- 第 18 条の 6 学校教育学類附属の幼稚園に勤務する教育職本給表(三)適用職員に,当分の間,幼児教育体制支援手当を支給する。
- 2 幼児教育体制支援手当の額は、月額9,000円とする。
- 3 その他幼児教育体制支援手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。 (研究代表者等特別手当)
- 第18条の7 研究代表者等特別手当は、金沢大学における競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)等の人件費の支出により確保された財源にかかる取扱要項に基づき、研究代表者又は研究分担者である職員(以下「PI等」という。)が競争的研究費の直接経費から人件費を支出し、インセンティブとして当該手当の支給を希望する場合に、当該 PI 等に対し支給する。
- 2 その他研究代表者等特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(クロスアポイントメント手当)

- 第18条の8 クロスアポイントメント手当は、国立大学法人金沢大学クロスアポイントメントに関する規程に基づくクロスアポイントメント協定(以下「協定」という。)により、本学の身分を保有したまま本学以外の機関(以下「相手先機関」という。)の職員として雇用され、本学及び相手先機関の業務に従事する職員に支給できるものとする。
- 2 クロスアポイントメント手当の月額及び支給期間は、本学と相手先機関との協議により 決定する。ただし、手当の支給総額は、協定期間において、前項に規定する職員がクロ スアポイントメントの適用を受けずに当該相手先機関で採用されたと仮定した場合の給 与額に相当する額に当該相手先機関における業務の割合を乗じて得た額と、当該職員の 本学の給与額に当該割合を乗じて得た額との差額の範囲内とすることを原則とする。
- 3 クロスアポイントメント手当は、相手先機関がその必要経費及び支給に伴う事業主負担額を負担する場合に限り、本学から支給する。
- 4 クロスアポイントメント手当の支給に関し、前2項により難い事情が生じた場合は、本学と相手先機関との協議により決定する。

(ベースアップ評価料手当)

- 第18条の9 附属病院に勤務する次の各号に掲げる職員に、当分の間、ベースアップ評価料手当を支給する。
 - (1) 一般職本給表(一)適用職員のうち、医療ソーシャルワーカー業務に従事する者
 - (2) 医療職本給表(一)及び医療職本給表(二)適用職員
- 2 ベースアップ評価料手当の額は、月額8,000円とする。
- 3 その他ベースアップ評価料手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。 (時間外・休日労働手当)
- 第19条 就業規則第46条に規定する勤務時間(短時間再雇用職員,定年前再雇用短時間勤務職員及び就業規則第65条第2項に掲げる育児短時間勤務職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)にあっては当該職員の1週間当たりの勤務時間をいい,以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には,正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して,勤務1時間につき,第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125の支給割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間(以下「深夜時間」という。)である場合は,100分の150の支給割合)を乗じて得た額を支給する。ただし,第13条の規定を適用される職員には,その勤務が深夜時間である場合を除き支給しない。
- 2 前項の規定にかかわらず就業規則第50条に規定する休日(以下「休日」という。同規則第51条の規定により割り振られた休日及び同規則第52条第1項に規定する代休日を含む。)において、勤務することを命ぜられた職員には、その勤務(同規則第51条の規定により勤務を命じられた場合を除く。)した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135の支給割合(その勤務が深夜時間である場合は、100分の160の支給割合)を乗じて得た額を支給する。ただし、第13条の規定を適用される職員には、その勤務が深夜時間である場合を除き支給しない。

- 3 育児短時間勤務職員が,正規の勤務時間を超える勤務のうち,その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分(以下「1日の所定労働時間数」という。)に達するまでの間,及びその勤務の時間とその勤務をした週における正規の勤務時間との合計が就業規則第46条に定める時間に達するまでの間の勤務に対しては,前2項の規定にかかわらず,勤務1時間につき,第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100の支給割合(その勤務が深夜である場合は,100分の125の支給割合)を乗じて得た額を支給する。
- 4 前項までに規定する時間外・休日労働手当を支給する勤務の時間(前項に規定する100分の100の支給割合の対象となった勤務時間を除く。)が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項及び前項の支給割合に100分の25を加算した支給割合を乗じて得た額を支給する。
- 5 その他時間外・休日労働手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。 (夜間勤務手当)
- 第20条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命 ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定 する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。
- 2 その他夜間勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。 (勤務1時間当たりの給与額の算出)
- 第21条 第19条及び第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額、これに対する地域手当の月額、広域異動手当の月額、管理職手当の月額、初任給調整手当の月額、義務教育等教員特別手当の月額、特殊勤務手当(月額で支給されるものに限る。)の月額、特別拠点手当の月額、高度技術手当の月額、医療体制支援手当の月額、幼児教育体制支援手当の月額及びベースアップ評価料手当の月額の合計額を1月の平均所定労働時間数で除して得た額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず,第 19 条及び第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は, 当該勤務が,第 18 条に規定する特殊勤務手当(ただし,別に定める手当に限る。)を受け る勤務に従事した場合には,当該勤務に係る勤務 1 時間当たりの手当の額(1 日単位で支 給されるものにあっては,その額を 1 日の平均所定労働時間数で除した額)を前項の規定 による額に加算した額とする。
- 3 第1項の本給の月額とは、第24条の規定による本給の調整額及び第27条の規定による 教職調整額が含まれた額をいい、規定により本給を減ぜられているときでも、本来受け るべき本給の月額とする。
- 4 第1項の地域手当の月額とは、前項の本給の月額に地域手当の支給割合を乗じて得た額をいい、広域異動手当の月額とは、同項の本給の月額に広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。
- 5 第1項の1月の平均所定労働時間数とは、4月1日から翌年3月31日までの現日数から、 当該期間中における休日の日数を差し引いた日数に1日の所定労働時間数を乗じ、その

時間数を12で除して得た時間数とし、1時間未満の端数を生じたときは、これを切捨てるものとする。

(オンコール手当)

- 第22条 オンコール手当は、附属病院に勤務する教育職本給表(一)適用職員、臨床工学技士及び診療放射線技師(以下この条において「医師等」という。)が、夜間又は休日若しくは就業規則別表第3第15号に掲げる夏季一斉休業が実施される日に救急患者等の診療のため、自宅等で待機を命ぜられた場合に支給する。
- 2 オンコール手当の額は、次の各号に定める額とする。
 - (1) 教育職本給表(一)適用職員 待機1回につき15,000円
 - (2) 臨床工学技士及び診療放射線技師 待機1回につき1,500円(ただし,休日は1,000円)
- 3 オンコール手当には、第19条に規定する時間外・休日労働手当を含むものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、待機を命ぜられた医師等が救急患者等の診療業務に従事した場合、当該従事した時間により算出した時間外・休日労働手当に相当する額が、オンコール手当の額を超えるときは、その超えた額を時間外・休日労働手当として支給する。 (管理職特別勤務手当)
- 第23条 管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職特別勤務手当の額は、別表第5に掲げる職務区分に応じ、勤務1回につき次に定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して、実働時間が6時間を超える勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。
 - (1) 第1項に規定する場合
 - イ I 種適用職員 10,000 円
 - 口 II 種適用職員 8,500 円
 - ハ III 種適用職員 7,000円
 - 二 IV 種適用職員 6,000 円
 - ホ V 種適用職員 5,000 円
 - へ VI 種適用職員 4,500円
 - ト VII 種適用職員 4,000円
 - (2) 第2項に規定する場合
 - イ I 種適用職員 5,000円
 - □ Ⅱ 種適用職員 4,300円
 - ハⅢ種適用職員 3,500円
 - · 加生過/11和英 0,000 1
 - ニIV種適用職員 3,000円
 - ホ V 種適用職員 2,500 円
 - 〜VI種適用職員 2,000 円
 - ト VII 種適用職員 1,500 円

- 4 その他管理職特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。 (本給の調整額)
- 第24条 本給の調整額は、別表第6(1)適用区分表(以下次項において「適用区分表」という。)に掲げる職員(その勤務箇所に所属し、かつ、現に主たる勤務の場所としている場合に限る。)に支給する。
- 2 本給の調整額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別表第6(2)調整基本額表に掲げる調整基本額(その額が本給月額の100分の4.5を超えるときは、本給月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が本給月額の100分の25を超えるときは、本給月額の100分の25に相当する額とする。
- 3 その他本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。 (初任給調整手当)
- 第25条 初任給調整手当は、次の各号に掲げる部局に所属する教育職本給表(一)の適用を 受ける職員で、医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法に規定する歯科医師免許証 を有するものに医師免許又は歯科医師免許(以下「医師免許等」という。)取得後35年以 内の期間支給する。
 - (1) 医薬保健研究域
 - (2) 附属病院
 - (3) がん進展制御研究所
 - (4) 保健管理センター
 - (5) 疾患モデル総合研究センター(アイソトープ総合研究施設に限る。)
 - (6) 前号までに掲げる所属以外のうち学長が特に認めた場合
- 2 初任給調整手当の月額は、医師免許又は歯科医師免許取得後の期間の区分に応じた別表 第7に掲げる額とする。ただし、年数の算定については、医師免許等を取得した年を1年 目とし、その年の4月1日から起算する。
- 3 初任給調整手当は,第37条の規定により給与が減額される場合でも減額されない。 (義務教育等教員特別手当)
- 第26条 学校教育学類附属の幼稚園,小学校,中学校,高等学校及び特別支援学校に勤務する校長,園長,教頭,主幹教諭,教諭,養護教諭及び栄養教諭には,義務教育等教員特別手当を支給する。
- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する本給表、職務の級及び号給の別に応じて、別表第8に掲げる額とする。ただし、前項に規定する職員のうち幼稚園に勤務する者にあっては、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第8に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 3 この条による手当は、職員の給与が第37条の規定及びその他の規程により減額される場合においても減額されないものとする。

(教職調整額)

- 第27条 学校教育学類附属の幼稚園,小学校,中学校,高等学校及び特別支援学校に勤務する校長,園長,教頭,主幹教諭,教諭,養護教諭及び栄養教諭の職務と勤務態様の特殊性に基づき,教職調整額を支給する。
- 2 教職調整額は、教育職本給表(二)又は教育職本給表(三)の適用を受ける者のうちその属する職務の級がその本給表の1級又は2級である者には、その者の本給月額の100分の4に相当する額を支給する。
- 3 この条による手当は、職員の給与が第37条の規定及びその他の規程により減額される場合においても減額されないものとする。
- 4 教職調整額には、第19条に規定する時間外・休日労働手当を含むものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、教職調整額の支給を受ける者が、正規の勤務時間を超えて勤務した場合、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間により算出した時間外・休日労働手当に相当する額が、教職調整額の支給額を超えるときは、その超えた額を時間外・休日労働手当として支給する。
- 6 その他教職調整額の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
- 第28条及び第29条 削除

(期末手当)

- 第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第20条の規定により解雇(以下この条において「解雇」という。)され、又は死亡した職員(第3項に規定する職員を除く。)に対して、それぞれ第4条第2項に定める日に支給する。
- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき本給、本給の調整額、扶養手当及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(別表第9(1)に定める職員にあっては、本給、本給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(別表第9(2)に定める職員にあっては、その額に本給に同表の職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)(以下「期末手当基礎額」という。)を基礎として、次表に定める職員区分ごとの期別支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第9(3)に定める在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

基準日	職員区分ごとの期別支給割合			
左 华口	一般の職員	特定幹部職員	再雇用職員等	
6月1日	100 分の 122.5	100 分の 102.5	100 分の 68.75	
12月1日	100 分の 122. 5	100 分の 102.5	100 分の 68. 75	

- *特定幹部職員とは,一般職本給表(一)7級以上,教育職本給表(一)5級及び医療職本給表(二)6級以上で,管理職手当支給細則第2条に規定する職務区分のI種の職員をいう。
- 3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

- (1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員
 - イ 就業規則第12条第1項第1号,第3号から第7号,第9号及び第10号の規定に該当して休職にされている職員のうち,給与の支給を受けていない職員
 - ロ 就業規則第12条第1項第2号の規定により休職にされている職員
 - ハ 就業規則第12条第1項第8号に規定に該当して休職されている職員
 - 二 就業規則第65条により育児休業をしている職員のうち,基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(年次休暇,特別休暇,病気休暇,業務上傷病休職等は含む。)がない職員
 - ホ 就業規則第72条第1項各号のいずれかに該当し、出勤停止にされている職員
 - へ 就業規則第66条の2の規定により休業している職員
- (2) 基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員のうち、次に 掲げる職員
 - イ その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において前号のいずれかに該当 する職員であった者
 - ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国家公務員(一般職の職員 の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の適用を受ける職員に限る。)となった者
 - ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国家公務員(ロに掲げる者を除く。)又は他の法人等の職員となった者(本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等に限る。)
- 4 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は支給しない。
 - (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第20条の規定により解雇された場合(同条第1号に該当して解雇された職員を除く。)
 - (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第72条の規定により懲戒解雇された場合
 - (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に 退職し、又は解雇された職員(第1号及び第2号に掲げる者を除く。)で、その退職し、 又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (4) 第5項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合
- 5 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに 退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の 支給を一時差し止めることがある。
 - (1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定

する略式手続によるものを除く。第7項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、本学に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 6 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、第8項の処分説明書を受領した日の翌日以降、一時差止処分後の事情の変化を理由に、学長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 7 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速 やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合 において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し 現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反 すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴を されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過し た場合
- 8 学長は、一時差止処分を行う場合に、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 9 その他期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。 (勤勉手当)
- 第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第20条の規定により解雇(以下この条において「解雇」という。)され、又は死亡した職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。
- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において受けるべき本給、本給の調整額及び教職調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(別表第9(1)に定める職員にあっては、本給、本給の調整額及び教職調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(別表第9(2)に定める職員にあっては、その額に本給に同表の職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算し

た額)(以下「勤勉手当基礎額」という。)を基礎として、別表第10(1)に定める勤務成績 に応じた成績率を乗じた額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職区分に 応じて別表第10(2)に定める勤務期間別支給割合を乗じて得た額とする。

- 3 前項の規定による勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額 の総額が当該各号に定める額を超えてはならない。
 - (1) 第31条第1項に規定する職員のうち再雇用職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当 基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこ れに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5 (前条に規定する特定幹部職員(以下同じ。)にあっては,100分の122.5)を乗じて得た 額の総額
 - (2) 再雇用職員等 当該再雇用職員等の勤勉手当基礎額に 100 分の 48.75 を乗じて得た額の総額
- 4 職員が次の各号の一に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。
 - (1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員
 - イ 就業規則第12条に該当する職員(就業規則第12条第1項第1号のうち業務上の事由に起因する場合及び就業規則第12条第1項第3号に該当する者を除く。)
 - ロ 就業規則第65条に該当する職員のうち,基準日以前6箇月以内の期間において勤 務した期間がない職員
 - ハ 就業規則第72条第2項第3号に該当する職員
 - ニ 就業規則第66条の2の規定に該当する職員
 - (2) 基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員のうち、次に 掲げる職員
 - イ その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において前号のいずれかに該当 する職員であった者
 - ロ 第30条第3項第2号ロ及びハに掲げる者
- 5 前条第4項から第8項までの規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 6 その他勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
- 第32条 削除

(休職者の給与)

- 第33条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第12条第1項第1号により、長期休養を要する場合に該当して休職した場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、補償法の定めるところに従い、休業補償給付又は傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。
- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職した場合には、その休職期間は給与を支給しない。
- 3 前項の定めにかかわらず、休職期間中の1年以内(就業規則第13条第2項及び第3項の規定により休職期間を通算する場合は、通算した休職期間において1年以内)の期間に限り、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、教職調整額及び期末手当の100分の80以内を支給することができる。ただし、国家公務員共済組合法(昭和33年

- 5月1日法律第128号) 第66条に定める傷病手当金又は文部科学省共済組合定款第24条に定める傷病手当附加金の支給がある間は、支給しない。
- 4 職員が就業規則第12条第1項第2号による刑事事件に関し起訴され休職した場合には、 その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100 分の60以内を支給する。
- 5 就業規則第12条第1項第3号に規定する期間については、その休職期間中、給与の全額 を支給する。
- 6 就業規則第12条第1項第4号に規定する期間については、給与を支給しない。
- 7 就業規則第12条第1項第5号又は第9号により休職した場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給する。ただし、第9号の規定に該当して休職した場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは、100分の100以内を支給する。
- 8 就業規則第12条第1項第6号に規定する期間については、給与を支給しない。
- 9 就業規則第12条第1項第8号に規定する期間については、給与を支給しない。
- 10 職員が休職(前9項の休職を除く。)を命ぜられた場合におけるその休職中の給与については、学長が定める。
- 11 第3項,第4項及び第7項の規定による本給,地域手当及び広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。
- 12 第2項又は第7項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第30条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により定める日に、同条各項の期末手当を支給する。ただし、第30条第3項第2号ロ及びハに掲げる職員には、支給しない。

(国際機関等への派遣職員の給与)

- 第34条 就業規則第12条第1項第7号に規定する職員(以下「派遣職員」という。)には、その派遣の期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当(以下「本給等」という。)のそれぞれ100分の70以内を支給する。ただし、派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと学長が認めるときは、次の各号に掲げるとおり支給する。
 - (1) 派遣期間の初日(以下「派遣の日」という。)の前日における職員の本給,扶養手当, 地域手当,広域異動手当及び住居手当の月額の合計額(以下「職員としての給与」とい う。)に100分の70を乗じて得た額と派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額(月 額によらない場合は,月額に換算したもの)との合計額(以下「報酬等の月額」とい う。)が,職員としての給与と在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤基本手 当及び配偶者手当の月額の合計額(派遣先機関から住居が無料で貸与されないときは, 当該合計額に在外公館に勤務する外務公務員に支給される住居手当の月額を加えた額) との合計額(以下「基準月額」という。)を下回る場合には,基準月額から報酬等の月

額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合に応じ、次の表に定める支給 割合とする。

基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して 得た割合	支給割合
100分の5から100分の9まで	100分の75
100分の10から100分の14まで	100分の80
100分の15から100分の19まで	100分の85
100分の20から100分の24まで	100分の90
100分の25から100分の29まで	100分の95
100分の30以上	100分の100

(2) 前号において、在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤基本手当、配偶者 手当及び住居手当の月額とは、当該職員が在外公館に勤務する外務公務員であるとし た場合に、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号) に基づき支給されることとなるこれらの給与の額をいう。なお、算出に当たっては、 在勤基本手当の号の適用に関する規則(昭和62年外務省令第6号)の別表を次の表のと おり読み替えて適用するものとする。

号	一般職(一)	教育職(一)	教育職(二)教育職(三)	医療職(一)	医療職(二)
			教育職(二)		
1号	9級以上	5級以上	4級以上	8級以上	6—21 以上
2 号	7級以上	4—13 以上	3—5以上	7級以上	6級以上
				6級以上	
3 号	6級以上	4級以上	3級以上	5級以上	5—5以上
4号	5級以上		2—49 以上		5級以上
5号	4級以上	3—5以上	2—41 以上	4—5以上	4—9以上
6号	3級以上	3級以上	2—25 以上	4級以上	4級以上
		2—13 以上		3—5以上	3—9以上
7号	2級以上	2級以上	2—9以上	3級以上	3級以上
				2—9 以上	2—21 以上
8号	1級以上		2級以上	2級以上	2級以上

- 注) 教育職(一)4-13以上とは、4級13号給以上ということを表す。
- (3) 第1号の適用に当たって、給与の額が外国通貨をもって定められている場合には本邦通貨に換算するものとし、この場合における換算は、当該職員の派遣の日の前日の 為替相場によるものとする。ただし、第1号に掲げる支給割合の区分に影響のない場合は、7日前程度までの相場とすることがある。
- (4) 派遣の期間を更新される職員の更新の日以後の給与の支給割合は、当該更新の日を派遣の日とみなし、前号により再決定するものとする。
- (5) 第 1 号又は前号により決定された支給割合は、当該期間中は変更しないものとする。 ただし、特別の事情により変更する必要があると学長が認めるときは、この限りでは ない。

- 2 日本国内に在勤する派遣職員について、その派遣先の勤務に対して支給される報酬の額 が高いことその他の事情により、前項本文の規定による給与を支給することが不適当で あると学長が認めるときは、同項本文の規定にかかわらず、当該職員に本給等のそれぞ れ100分の70以内を支給すること又は給与を支給しないことがある。
- 3 派遣職員(前項に規定する職員を除く。)の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適当である(第1項の規定による給与を支給することが当該職員の派遣に著しく支障を生ずると認められる場合)ときは、第1項の規定にかかわらず、当該職員には給与を支給しない。
- 4 派遣期間中の給与の支払は、あらかじめ職員の指定する者(職員の収入により生計を維持する者、親族等をいう。)に対して支払うことがある。
- 5 第1項及び前項についての申請をする場合は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出するものとし、必要に応じ関係資料を添付するものとする。
 - イ 派遣職員の職種、氏名、職務の級及び号給並びに扶養親族の数及び続柄等
 - ロ派遣先の機関の名称及び所在地
 - ハ 派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額(月額によらない場合は、月額に換算した もの)
 - ニ 希望する給与の支給率及び申請の理由
 - ホ その他参考となる事項(独立行政法人国際協力機構(JICA)を経由する場合には、その旨 を明記すること。)
 - へ 給与の支払をあらかじめ職員の指定する者に行う旨の書面による届出 (育児休業等の給与)
- 第35条 就業規則第65条の規定により育児休業をする職員の給与については、次の各号に 定めるとおりとする。
 - (1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。だたし、期末手当及び勤勉手当については第30条及び第31条の規定による。
 - (2) 職員が就業規則第65条の規定により部分休業(以下「育児部分休業」という。)の申出を行って勤務しない場合には、第37条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 就業規則第65条第2項に掲げる育児短時間勤務職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 本給月額は、その者の受ける本給表の級及び号給に応じた額に、その者の正規の勤務時間を同規則第46条に規定する勤務時間で除して得た数(次の号において「算出率」という。)を乗じて得た額とする。
 - (2) 第13条(管理職手当),第18条の4(高度技術手当),第24条(本給の調整額),第25条(初任給調整手当),の額は、それぞれの規定により得られる額に算出率を乗じて得た額とする。
 - (3) 第30条第2項の期末手当基礎額は、前2号を適用しないものとして得られる額とする。

- (4) 第31条第2項の勤勉手当基礎額は,第1号及び第2号を適用しないものとして得られる額とする。
- 3 その他育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。 (介護休業等の給与)
- 第36条 就業規則第66条の規定により介護休業をする職員の給与については、第37条第1項の規定にかかわらず、介護休業をしている期間給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については第30条及び第31条の規定による。
- 2 職員が就業規則第66条の規定により部分休業(以下「介護部分休業」という。)の申出を 行って勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、 第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 3 その他介護休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。 (給与の減額)
- 第37条 職員が勤務しないときは、休暇による場合及びその他その勤務しないことにつき 特に承認があった場合を除き、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額(円位未満四 捨五入)にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。
- 2 前項及び第35条第1項第2号並びに前条により給与を減額する場合の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数、育児部分休業、介護休業及び介護部分休業の時間数の合計とする。なお、合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、端数は切り捨てる。

(本給の半減)

- 第37条の2 前条の規定にかかわらず、職員が傷病のため療養する必要があり、当該病気休暇等(就業規則第61条第4項第1号から第3号までに掲げる事由による病気休暇を除く。以下同じ。)の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続く勤務しない期間における病気休暇等の日(1日の勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次頁において同じ。)につき、本給の半額を減ずる。
- 2 傷病が治癒し、同一傷病以外の病気休暇等が引き続いている場合(就業規則第61条第4項から第8項に規定する同一傷病における通算期間について準用する。)においては、 当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続く勤務しない期間における病気休暇等の日につき、本給の半額を減ずる。
- 3 前2項の規定により、本給の半額が減ぜられた場合における地域手当、広域異動手当、 期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる本給の月額は、当該半減後の額とする。 (日割計算)
- 第38条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、昇格等により、本給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。
- 2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの本給を支給する。
- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給月額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 5 前4項の規定は、本給の調整額、管理職手当、地域手当、広域異動手当、初任給調整手 当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、特別拠点手当、高度技術手当、医療体制支 援手当、幼児教育体制支援手当及びベースアップ評価料手当の支給について準用する。 (端数計算)
- 第39条 第19条及び第20条の規定により勤務1時間につき支給する時間外・休日労働手 当又は夜間勤務手当並びに第35条から第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算 定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭 以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。 (端数の処理)
- 第40条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り 捨てるものとする。

(給与の支払)

- 第41条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令 又は労働基準法第24条に基づく協定により職員の給与から控除すべき金額がある場合に は、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。
- 2 職員が給与について自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払う。
- 3 その他給与の支払に関し必要な事項は、別に定める。

(実施に関し必要な事項)

第42条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第43条 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが 著しく不適当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることがある。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年12月2日から施行する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

- 2 国立大学法人金沢大学職員就業規則の一部を改正する規則(平成 16 年規則第 11 号。以下「改正後の就業規則」という。)附則第 2 項の規定により、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、次のとおり寒冷地手当を支給する。
 - (1) 寒冷地手当は、次の表に掲げる各年度の基準日(改正後の就業規則附則第2項に定めるものをいう。以下同じ。)における世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。ただし、世帯等の区分に変更が生じたときは、平成16年12月2日(以下「旧基準日」という。)以降(改正後の就業規則附則第3項の適用を受けた者にあっては、平成17年2月28日以降)に支給された寒冷地手当の額のうち最も低い額の世帯等の区分と変更後

の世帯等の区分とを当該変更後の基準日に適用した場合における支給額を比較して低い額の世帯等の区分とする。

	世帯等の区分				
年度		世帯主である職員			
十反	扶養親族が3人以	扶養親族が1人又は	扶養親族のない職	その他の職員	
	上ある職員	2 人ある職員	員		
平成 16 年度	19,560 円	16,300 円	9,820円	6,840 円	
平成 17 年度	19,560円	16,300円	9,820円	6,840 円	
平成 18 年度	11,560円	8,300円	1,820円	0円	
平成 19 年度	5,560円	2,300 円	0円	0 円	

(注)

- イ 「職員」とは、改正後の就業規則附則第2項に該当する職員(以下「経過措置対象職員」という。)をいう。
- ロ 「扶養親族」とは,第 12 条に規定する扶養親族であって,かつ,同条の規定による届 出がなされているものをいう。
- ハ 扶養親族のある世帯主とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員 で、上記ロの扶養親族を有するものをいう。
- 二 扶養親族のない世帯主とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で、上記ロの扶養親族を有しないが、居住のため、1世帯を構えているもの又は下宿、 寮等の1部屋を専用しているものをいう。
- (2) 経過措置対象職員が基準日において次のいずれかに該当するときは、前号本文の規定にかかわらず、寒冷地手当を支給しない。
 - イ 月の初日から末日まで本邦外にある者(前号の表に掲げる世帯等の区分において, 基準日に「扶養親族が3人以上ある職員」又は「扶養親族が1人又は2人ある職員」に該当する世帯主で当該扶養親族が本邦に居住するものを除く。)
 - ロ 本邦外から本邦に帰環後身分保留期間中の職員
 - ハ 就業規則第 12 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 10 号までの規定に該当して休職に されている職員のうち、給与の支給を受けていない職員
 - ニ 就業規則第12条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員
 - ホ 就業規則第65条の規定により休業している職員
 - へ 就業規則第72条第1項各号のいずれかに該当して出勤停止にされている職員
 - ト 教育職員人事規程第15条第1項の規定により休業している職員
- (3) 基準日に次に掲げる職員には、経過措置対象職員に準じて、それぞれ次に掲げる寒冷地手当額を支給する。
 - イ 旧基準日以降,交流職員等から引き続き職員に採用された者のうち,採用直前の機関において改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の適用を受ける地域又は官署(以下「旧寒冷地」という。)に在勤していた者で一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号。以下「改正後の給与法等」という。)附則第9項及びそれに相当する規程等の経過措置対象職員となっていた者次に掲げる1)及び2)で算出される寒冷地手当額を比較して最も少なくなる寒冷地手当の額

- 1) 職員が基準日において、旧基準日以降在勤したことのある旧寒冷地のうち、旧寒冷地における改正後の給与法等附則第9項から第16項までに規定する経過措置を適用したとしたならば算出される最も少なくなる額
- 2) 第1号の規定により算出される額(世帯等の区分は、旧基準日以降在勤したことのある旧寒冷地で支給されたその者の寒冷地手当の額の最も低い額の世帯等の区分とする。)
- 口 旧基準日の前日に国立大学法人金沢大学非常勤職員就業規則(以下「非常勤就業規則」という。)第2条に規定する日日雇用職員,医員及び医員(研修医)として在職し,旧基準日以降,引き続き職員に採用された者(3月30日に任期満了により退職し,同年4月1日に採用となった者を含む。)第1号の規定により算出される額(世帯等の区分は,扶養親族のない世帯主又はその他の職員に限る。)
- (4) 就業規則第12条第1項第1号及び第3号から第10号までの規定に該当して休職に されている経過措置対象職員のうち、給与の支給を受けている者の寒冷地手当の額は、 第1号の規定による額にその者の本給の支給について用いられた割合を乗じて得た額 とする。
- (5) 経過措置対象職員が、次に掲げる場合に該当するときは、当該経過措置対象職員の 寒冷地手当の額は、第1号に定める額を基準日のある月の現日数から就業規則第47条 に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算して得た 額とする。
 - イ 基準日において第2号(イ)から(ト)までに掲げる職員(以下「支給対象外職員」という。)又は前号に該当する職員のいずれにも該当しない者が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、支給対象外職員又は前号に該当する職員となった場合
 - ロ 基準日において支給対象外職員又は前号に該当する職員のいずれかに該当する者が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、支給対象外職員又は前号に該当する職員のいずれにも該当しない職員となった場合
 - ハ 基準日において前号に該当する職員が、当該基準日の属する月の末日までの間に 支給対象外職員となった場合
 - ニ 基準日において前号に該当する職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、その者の本給の支給について用いられた割合が変更された場合
- 3 前項の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員が、基準日の属する月に第19条又は第20条による時間外・休日労働又は夜間勤務を行ったときは、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、当該寒冷地手当の支給月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52時間を乗じたもので除して得た額を加算して、第19条又は第20条の規定を適用する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。 (特定の職務の級の切替え)
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。 (号給の切替え)
- 3 切替日の前日において別表第1の各本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、別に定める場合を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(別の定める職員にあっては、別に定める期間)に応じて、別に定める号給とする。
 - (職務の級における最高の号給を超える本給月額の切替え)
- 4 切替日の前日において別表第1の各本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における号給は、別に定める。
- (切替日前の異動者の号給の調整) 5 切替日前に職務の級を異にして異動
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号給 については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合 との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行 うことができる。

(本給の切替えに伴う経過措置)

6 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員(切替日以降に初任給異動をした職員及び再雇用職員となった者を除く。)には、平成21年11月30日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

(前項の権衡職員)

- 7 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 8 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を 考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる ときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給 する。

(本給の切替えに伴う経過措置による読み替え)

9 前条の規定による本給を支給される職員に関する第24条(本給の調整額)第2項,第26条(義務教育等教員特別手当)第2項及び第27条(教職調整額)第2項の適用については,

各項中「本給月額」とあるのは、「本給月額と平成18年4月1日施行附則第6項から第8項までの規定による本給の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における昇給の号給数)

- 10 規程第9条に規定する昇給の号給数は、別表第4にかかわらず、平成19年1月1日から平成22年1月1日までにあっては、附則別表第2に掲げる号給数とする。
 - (切替日における昇格又は降格の特例)
- 11 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合に その者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして第7 条又は第8条の規定を適用する。

(平成19年3月31日までの間における地域手当の支給割合)

12 平成 19 年 3 月 31 日までの間における第 14 条第 1 項に規定する地域手当の適用については、支給割合欄中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 1」、「100 分の 18」とあるのは「100 分の 13」とする。

(地域手当に関する経過措置)

13 この規定の施行の際現に異動に係る改正前の第14条の規定の適用を受けている職員に 対する当該適用に係る異動に係る地域手当の支給及び切替日の前日においてこの規定に よる改正前の第14条第1項に定める支給地域に在勤する者が第14条第4項に規定する異 動をした場合における当該職員に対する当該異動に係る地域手当の支給に関する第14条 の規定の適用については、異動前の支給割合は調整手当の支給割合とする。

附則別表第1(附則第2項関係)

<u> </u>	i	1
本給表	旧級	新級
一般職本給表(一)	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
		10級
一般職本給表(二)	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級

附則別表第2(附則第10項関係)

	昇給区分	A	В	С	D	Е
平成20年1月から	特定職員(55 歳未満の者)	7	5	2	1	0
平成22年1月まで	一般職員(特定職員以外の職員で 55 歳未満の者)	7	5	3	1	0
	55 歳以上の職員(一般職(二)本給表 適用職員にあっては 57 歳以上)	3	2	1	0	0
平成 19 年 1 月	特定職員	5	3	1	0	0
	特定職員の 55 歳以上	2	1	0	0	0
		特に良	好	良好	良好で 認めら	
	一般職員	5		2	1又は	0
	一般職員の 55 歳(一般職(二)は 57 歳)以上	2		0	0	

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (管理職手当に関する経過措置)
- 2 施行日前から引続き施行日以後同一の職務区分による改正後の第13条の規定による管理職手当を受けることとなる職員のうち、この規程による改正後の管理職手当の額が施行日の前日に受けている額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と施行日の前日に受けている額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。
 - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 3 前項の規定は、交流職員等から引き続き職員となった場合で本学と同様の手当を受けていた者について、本学の職員との均衡上必要があると認められる場合に準用する。 (平成20年3月31日までの間における地域手当の支給割合)
- 4 平成20年3月31日までの間における第14条第1項に規定する地域手当の適用については、支給割合欄中「100分の3」とあるのは、「100分の2」に、「100分の18」とあるのは「100分の14.5」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 5 平成20年3月31日までの間については、給与規程第14条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。
- 6 第14条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行日の前日までの間に職員がその勤務箇所を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条

第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日 以後」とする。

7 施行日前から在職する助手のうち,施行日前に第24条の規定による大学院研究科に在学する学生の指導(以下この項で「学生の指導」という。)に常時従事することによる本給の調整額を受けていたことのある者で,施行日以後学生の指導に常時従事するものについては、学生の指導を行う助教に準じて本給の調整額を支給する。

附則

(施行期日等)

1 この規程は、平成19年12月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、平成19年12月1日前に退職した者(同日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を除く。)を除く。

(平成19年12月期の勤勉手当の取扱いについて)

2 平成 19 年 12 月期の勤勉手当は、改正後の規定にかかわらず、第 31 条第 3 項中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 77.5」に、「100 分の 95」とあるのは、「100 分の 97.5」に、別表第 10(1)アを次の表に読み替えて適用する。

ア 再雇用職員以外の職員

	割合		
区分	割合		
四月	特定幹部職員	その他の職員	
勤務成績が特に優秀な職員	131.5%	105.5%	
(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)			
勤務成績が優秀な職員	113%	87.5%	
(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)			
勤務成績が良好な職員	94.5%	74.5%	
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	86%	66%	
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた	71%	56%	
職員			
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた	51%	46%	
職員			
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受	31%	36%	
けた職員			

附則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。 (平成21年3月31日までの間における地域手当の支給割合)
- 2 平成21年3月31日までの間における第14条第1項に規定する地域手当の適用については、支給割合欄中「100分の18」とあるのは「100分の16」とする。

附則

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 (平成 22 年 3 月 31 日までの間における地域手当の支給割合)
- 2 平成22年3月31日までの間における第14条第1項に規定する地域手当の適用については、支給割合欄中「100分の18」とあるのは「100分の17」とする。

附則

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当の期別支給割合は,第30条第2項表中 6月1日100分の140100分の120100分の75

6月1日100分の125100分の110100分の70 とする。

- 3 平成21年6月に支給する勤勉手当の総額は,第31条第3項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と,「100分の95」とあるのは「100分の85」と,同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と,「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。
- 4 平成21年6月に支給する勤勉手当の成績率は、別表第10(1)成績率を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

	割	割合		
区分	特定幹部職員	その他の職員		
勤務成績が特に優秀な職員(勤勉手当に係る勤務期間の期間率 が 100%未満の者を除く。)	116%	97%		
勤務成績が優秀な職員(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 10 0%未満の者を除く。)	99%	79.5%		
勤務成績が良好な職員	82%	67%		
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	76%	61%		
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた 職員	63. 5%	52%		
就業規則第72条第2項第1号の規定による減給処分を受けた 職員	45.5%	43%		
就業規則第72条第2項第1号の規定による出勤停止処分を受けた職員	27.5%	33.5%		

イ 再雇用職員

	割合				
区分	特定幹	部職員	その他	の職員	
	6月期	12月期	6月期	12月期	
	45%	55%	35%	45%	
が 100%未満の者を除く。)					
勤務成績が良好な職員	40%	50%	30%	40%	
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた	36%	45%	28%	37.5%	
職員					
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	31%	40%	25.5%	35%	
就業規則第72条第2項第1号の規定による減給処分を受けた職員	22%	30%	21.5%	30%	
就業規則第72条第2項第1号の規定による出勤停止処分 を受けた職員	13.5%	20%	17%	25%	

附則

改正 平成24年7月1日規程第1816号

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日(以下「切替日」という。)から施行する。 (本給に関する経過措置について)
- 2 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が、平成18年改正規程第618号第6項の規定による額に100分の99.76を乗じて得られる額に達しないこととなる者には、平成22年11月30日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

(管理職手当に関する経過措置について)

3 平成19年3月31日前から引き続き同一の職務区分の管理職手当を受ける職員で、その者の受ける管理職手当額が、平成19年改正規程第844号第2項の規定による額に100分の99.76を乗じて得られる額に達しないこととなる者には、管理職手当の額のほか、その差額に相当する額を管理職手当として支給する。

(平成21年12月期の期末手当の取扱いについて)

- 4 平成21年12月期の期末手当の取扱いについては,第30条第2項表中「100分の130」とあるのは,「100分の125」と,「100分の85」とあるのは「100分の80」とする。 (平成21年12月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 5 平成21年12月期の勤勉手当の取扱いについては,第31条第3項中「100分の90」とあるのは,「100分の95」とする。
- 6 平成21年12月に支給する再雇用職員以外の職員の勤勉手当の成績率は、別表第10(1)ア の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

□ /\	割合		
区分	特定幹部職員	その他の職員	
勤務成績が特に優秀な職員	129%	97%	
(勤勉手当に係る勤務時間の期間率が100%未満の者を除く。)			
勤務成績が優秀な職員	110.5%	79.5%	
(勤勉手当に係る勤務時間の期間率が100%未満の者を除く。)			
勤務成績が良好な職員	92%	67%	
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	85%	61%	
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた	71%	52%	
職員			
就業規則第72条第2項第1号の規定による減給処分を受けた	51%	43%	
職員			
就業規則第72条第2項第1号の規定による出勤停止処分を受	31%	33.5%	
けた職員			

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

附則

改正 平成 24 年 4 月 1 日規程第 1788 号 平成 24 年 7 月 1 日規程第 1816 号

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1(2)イ教育職本給表(一)その2及び別表第5については、平成23年4月1日から適用する。 (本給に関する経過措置について)
- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の本給月額が、同日において受けていた本給月額(平成21年12月1日において次に掲げる職員である者にあっては、当該本給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成24年6月30日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
 - (1) 平成21年12月1日において現行の国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第2項に掲げる職員であった者((2)において「平成21年度減額改定対象職員」という。) 100分の99.59
 - (2) 平成 21 年度減額改定対象職員以外の職員 100 分の 99.83
- 3 平成30年3月31日までの間,職員(次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。)のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以

上である者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)の給与等の支給に対する本給の額は、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該特定職員の本給月額(当該特定職員が前項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項によって得られる本給月額)に100分の98.5を乗じて得られる額とする。

	13 2 11 5 D H
本給表	職務の級
一般職(一)	6級
教育職(一)	5級
教育職(二)	4級
教育職(三)	4級
医療職(一)	6級
医療職(二)	6級

- 4 前項に該当することとなる特定職員に対する管理職手当の額は、別表第5に定める額に 100分の98.5を乗じて得た額とする。
- 5 第3項の規定が適用される間,第31条第3項第1号に定める額は,同号の規定にかかわらず,同号の規定により算出した額から,同号に掲げる職員で前項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125(特定管理職員にあっては,100分の1.3125)を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。 (平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)
- 6 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する第3項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(平成22年12月期の期末手当の取扱いについて)

7 平成22年12月期の期末手当の取扱いについては,第30条第2項表中「100分の137. 5」とあるのは,「100分の135」と,「100分の117.5」とあるのは「100分の115」とする。

(平成22年12月期の勤勉手当の取扱いについて)

- 8 平成22年12月期の勤勉手当の取扱いについては,第31条第3項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と,「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とし,附則第5項中「100分の1.0125」とあるのは「100分の0.975」と,「100分の1.3125」とあるのは「100分の1.275」とする。
- 9 平成22年12月に支給する勤勉手当の成績率は、別表第10(1)の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員	115%	90%
(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)		
勤務成績が優秀な職員	98.5%	73.5%
(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)		
勤務成績が良好な職員	82%	62%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	75%	56%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた	63%	48%
職員		
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた	45%	40%
職員		
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受	28%	31%
けた職員		

イ 再雇用職員

区 公	割	割合	
区分		12月期	
勤務成績が優秀な職員	40%	35%	
(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)			
勤務成績が良好な職員	35%	30%	
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	32.5%	28%	
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	30%	25.5%	
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	25%	21.5%	
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	15%	17%	

(平成23年4月1日における号給の調整)

10 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において 昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除 く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平 成23年4月1日における号給は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けるこ ととなる号給の1号給上位の号給とする。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年12月19日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年7月1日から施行する。 (本給に関する経過措置について)
- 2 平成 18年3月31日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の本給月額が、同日において受けていた本給月額(平成21年12月1日において次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成26年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年規程第1480号)附則第3項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。
 - (1) 平成 21 年 12 月 1 日において国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する 規程(平成 21 年規程第 1370 号) 附則第 2 項に掲げる職員であった者 100 分の 99.1
 - (2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34 (端数計算)
- 3 前項の規定により本給月額の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (平成24年7月1日における号給の調整)
- 4 平成24年4月1日において36歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第9条の規定による昇給その他の号給の決定の状況(以下この項、次項及び第6項において「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年7月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(同日において30歳に満たない職員のうち、職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。

(平成25年4月1日における号給の調整)

5 平成25年4月1日において第2項の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める 年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年7月1日における号 給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月 1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとな る号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。

(平成26年4月1日における号給の調整)

- 6 平成26年4月1日において第2項の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める 年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年7月1日及び平成25 年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める 職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に 同日に受けることとなる号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要が あるものとして別に定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。
- 7 就業規則第65条第2項に掲げる育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の本給月額は、当該号給に応じた額に、第35条第2項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。(委任)
- 8 前項までに定めるもののほか、前項までの規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。 (本給に関する経過措置について)
- 2 平成 18 年 3 月 31 日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の本給月額が、同日において受けていた本給月額(平成 21 年 12 月 1 日において次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間、本給月額のほか、平成 26 年 3 月 31 日におけるその差額に相当する額の 2 分の 1 に相当する額(その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を本給として支給する。ただし、国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成 22 年規程第 1480 号)附則第 3 項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額を本給として支給する。
 - (1) 平成 21 年 12 月 1 日において国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する 規程(平成 21 年規程第 1370 号)附則第 2 項に掲げる職員であった者 100 分の 99.1
 - (2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

附則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年3月1日から施行する。 (平成26年12月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 2 平成 26 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについては, 第 31 条第 3 項中「100 分の 75」とあるのは, 「100 分の 82.5」と, 「100 分の 95」とあるのは, 「100 分の 102.5」とする。
- 3 平成26年12月に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

ロハ	割合		
区分	特定幹部職員	その他の職員	
勤務成績が特に優秀な職員			
(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除	139.5%	114.5%	
<.)			
勤務成績が優秀な職員			
(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除	119.5%	94%	
<。)			
勤務成績が良好な職員	99.5%	79.5%	
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	91%	72%	
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた	75%	61.5%	
職員	1070	01.070	
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた	53. 5%	50.5%	
職員	00.070	00.070	
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受	31. 5%	39%	
けた職員	01. 0 / 0	00 / 0	

イ 再雇用職員

区分	割合
△·刀	12月期
勤務成績が優秀な職員	43. 5%
(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	43. 5 %
勤務成績が良好な職員	37.5%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	34.5%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	31.5%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	26.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	20.5%

(一時金の支給)

4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程(以下「旧規程」という。)の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成26 年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規

程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において 旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、 平成27年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学 法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附則

- 1 この規程は、平成27年4月1日(以下「切替日」という。)から施行する。 (本給の切替えに伴う経過措置について)
- 2 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの(別に定める者を除く。)には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。ただし、国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年規程第1480号)附則第3項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該本給に100分の98.5を乗じて得た額とする。

(前項の権衡職員)

- 3 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。) について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる ときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給す る。
- 4 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることになった職員について、採用の事情等を 考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる ときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給 する。

(本給の切替えに伴う経過措置による読み替え)

5 前3項の規定による本給を支給される職員に関する第27条第2項及び第35条第2項の 適用については、「本給月額」とあるのは、「本給月額と前3項の規定による本給の額 との合計額」とする。

(平成28年3月31日までの間における地域手当の支給割合)

6 平成28年3月31日までの間については,第14条第1項に規定する地域手当の適用については,支給割合中「100分の20」とあるのは「100分の18.5」と,「100分の15」とあるのは「100分の14」とする。

(広域異動手当に関する特例)

7 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその勤務する勤務箇所を異にして異動 した場合又は職員の勤務する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異 動又は移転に係る広域移動手当の支給に関する第14条の2第1項第1号の規定の適用に ついては、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

8 切替日前に職員がその勤務する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の勤務する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域移動手当の支給に関する第14条の2第1項第1号の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

(単身赴任手当の経過措置)

9 平成28年3月31日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額については,第17条 第2項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行する。 (平成27年12月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 2 平成 27 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについては, 第 31 条第 3 項中「100 分の 80」とあるのは, 「100 分の 85」と, 「100 分の 100」とあるのは, 「100 分の 105」とする。
- 3 平成27年12月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)の表を次の表とする。 ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
区 分	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満 の者を除く。)	143%	118%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満 の者を除く。	122. 5%	97%
勤務成績が良好な職員	102%	82%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意 を受けた職員	93.5%	74%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責 処分を受けた職員	77%	63.5%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給 処分を受けた職員	54.5%	52%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤 停止処分を受けた職員	32.5%	40.5%

イ 再雇用職員

区 分	割合
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満 の者を除く。)	46.5%
勤務成績が良好な職員	40%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を 受けた職員	36. 5%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処 分を受けた職員	33.5%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	28%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停 止処分を受けた職員	22%

(一時金の支給)

4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程(以下「旧規程」という。)の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成27 年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、平成28年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
 - (本給の調整額に関する経過措置について)
- 2 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における本給の調整額については、 別表6(1)の職員区分®の調整数欄中「1」とあるのは「2」と、平成29年4月1日から平 成30年3月31日までの間においては「1.75」と、平成30年4月1日から平成31年3月 31日までの間においては「1.5」とする。

(義務教育等教員特別手当に関する経過措置について)

- 3 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に支給する義務教育等教員特別手当 については、別表第8を次の表とする。
 - (1) 教育職本給表 (二) の適用を受ける者

号給\級	1級	2級	3級	4級
1~4	3,900	5,000	10, 100	13, 500
5 ~ 8	4, 100	5, 200	10, 400	13, 800
9~12	4, 200	5, 500	10, 700	14, 100

13~16	4, 400	5, 800	11, 100	14, 400
17~20	4, 700			14, 800
21~24	4, 900	6, 200	11, 700	15, 100
25~28	5, 100	6,600	11, 900	15, 300
29~32	5, 400	7, 100	12, 200	15, 500
33~36	5,600	7, 400	12,600	15, 800
37~40	5,800	7, 700	12, 900	15, 900
41~44	6, 100	8, 300	13, 200	
45~48	6, 300	8,600	13, 500	
49~52	6,600	8,900	13, 700	
53 ~ 56	6,800	9,600	14,000	
57 ~ 60	7,000	9,900	14, 200	
61~64	7, 200	10, 200	14, 400	
65~68	7, 400	10, 500	14,600	
69 ~ 72	7, 700	10,800	14,800	
73 ~ 76	7, 900	11, 100	14, 900	
77 ~ 80	8, 100	11, 400	15, 100	
81~84	8, 200	11,600		
85~88	8, 400	11,800		
89~92	8,500	12, 200		
93~96	8, 700	12, 400		
97~100	8,800	12,600		
101~104	9,000	12, 900		
105~108	9, 100	13, 100		
109~112	9, 200	13, 300		
113~116	9, 200	13, 400		
117~120	9, 400	13,600		
121~124	9,500	13, 700		
125~128	9,600	13, 900		
129~132	9, 700	14, 000		
133~136	9,800	14, 100		
137~140	9,900	14, 100		
141~144	9,900	14, 100		
145~148	10, 100	14, 100		
149~152	10, 200			
153	10, 300			

(2) 教育職本給表 (三) の適用を受ける者

 号給\級
 1級
 2級
 3級
 4級

 1~4
 3,900
 4,200
 8,400
 13,500

 5~8
 4,100
 4,500
 8,800
 13,800

	1	1		1
9~12	4, 200	4, 700	9, 100	14, 100
13~16	4, 400	5,000	9,800	14, 400
17~20	4, 700	5, 200	10, 100	14, 800
21~24	4, 900	5, 500	10, 400	15, 100
25~28	5, 100	5, 800	10, 700	15, 300
29~32	5, 400	6,000	11, 100	15, 500
33~36	5,600	6, 200	11, 400	15, 800
37~40	5, 800	6,600	11, 700	15, 900
41~44	6, 100	7, 100	11, 900	
45~48	6, 300	7, 400	12, 200	
49~52	6,600	7, 700	12,600	
53~56	6,800	8, 300	12, 900	
57 ~ 60	7,000	8,600	13, 200	
61~64	7, 200	8,900	13, 500	
65~68	7, 400	9,600	13, 700	
69~72	7, 700	9, 900	14,000	
73 ~ 76	7, 900	10, 200	14, 200	
77~80	8, 100	10, 500	14, 400	
81~84	8, 200	10,800	14,600	
85~88	8, 400	11, 100	14, 800	
89~92	8, 500	11, 400	14, 900	
93~96	8, 700	11,600	15, 100	
97~100	8,800	11,800		
101~104	9,000	12, 200		
105~108	9, 100	12, 400		
109~112	9, 200	12,600		
113~116	9, 200	12, 900		
117~120	9, 400	13, 100		
121~124	9, 500	13, 300		
125~128	9,600	13, 400		
129~132		13, 600		
133~136		13, 700		
137~140		13, 900		
141~144		14, 000		
145~157		14, 100		
TC 45 TC		1	, S 7#H	> 00 F

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に支給する義務教育等教員特別手当については、別表第8を次の表とする。
 - (1) 教育職本給表 (二) の適用を受ける者

号給\級	1級	2級	3級	4級
1~4	2,900	3,600	7, 400	9, 900

	1			
5 ∼ 8	3,000	3,800	7,600	
9 ~ 12	3, 100	4, 100	7, 900	10, 400
13~16	3, 200	4, 200	8, 100	10,600
17~20	3, 400	4, 400	8, 300	10, 800
21~24	3,600	4,600	8,600	11, 000
25~28	3, 800	4,800	8, 700	11, 200
29~32	3, 900	5, 100	9,000	11, 300
33~36	4, 100	5, 400	9, 200	11, 500
37~40	4, 300	5, 600	9, 400	11, 700
41~44	4, 500	6,000	9, 700	
45~48	4, 600	6, 300	9, 900	
49~52	4, 800	6, 500	10, 100	
53~56	4, 900	6, 900	10, 200	
57 ~ 60	5, 100	7, 200	10, 400	
61~64	5, 300	7, 500	10,600	
65~68	5, 400	7, 700	10, 700	
69~72	5, 600	7, 900	10, 800	
73 ~ 76	5, 700	8, 100	10, 900	
77~80	5, 900	8, 300	11, 100	
81~84	6,000	8, 500		
85~88	6, 100	8, 700		
89~92	6, 300	8, 900		
93~96	6, 400	9, 100		
97~100	6, 500	9, 300		
101~104				
105~108				
109~112	6, 700	9, 700		
113~116	6, 800	9,800		
117~120	6, 900	10,000		
121~124	6, 900	10, 100		
125~128	7,000	10, 200		
129~132				
133~136	7, 200	10, 300		
137~140				
141~144				
145~148				
149~153				
(a) ±1	ا المائية			

(2) 教育職本給表 (三) の適用を受ける者

	1			
5 ∼ 8	3,000	3, 300	6, 400	10, 100
9~12	3, 100	3, 500	6, 700	10, 400
13~16	3, 200	3,600	7, 100	10,600
17~20	3, 400	3,800	7, 400	10,800
21~24	3,600	4, 100	7,600	11,000
25~28	3,800	4, 200	7, 900	11, 200
29~32	3, 900	4, 400	8, 100	11, 300
33~36	4, 100	4,600	8, 300	11, 500
37~40	4, 300	4,800	8,600	11, 700
41~44	4, 500	5, 100	8, 700	
45~48	4,600	5, 400	9,000	
49~52	4,800	5, 600	9, 200	
53~56	4, 900	6,000	9, 400	
57~60	5, 100	6, 300	9, 700	
61~64	5, 300	6, 500	9, 900	
65~68	5, 400	6,900	10, 100	
69~72	5,600	7, 200	10, 200	
73~76	5, 700	7, 500	10, 400	
77~80	5, 900	7, 700	10,600	
81~84	6, 000	7, 900	10, 700	
85~88	6, 100	8, 100	10, 800	
89~92	6, 300	8, 300	10, 900	
93~96	6, 400	8, 500	11, 100	
97~100	6, 500	8, 700		
101~104	6,600	8, 900		
105~108				
109~112	6, 700	9, 300		
113~116	6, 800	9, 400		
117~120	6, 900	9, 600		
121~124	6, 900	9, 700		
125~128	7, 000	9,800		
129~132		10,000		
133~136		10, 100		
137~144		10, 200		
145~148		10, 300		
149~157		10, 400		

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年3月1日から施行する。 (平成28年12月期の勤勉手当の取扱いについて)

- 2 平成28年12月期の勤勉手当の取扱いについては,第31条第3項中「100分の85」とあるのは,「100分の90」と,「100分の105」とあるのは,「100分の110」と,「100分の40」とあるのは,「100分の42.5」とする。
- 3 平成28年12月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)の表を次の表とする。 ア 再雇用職員以外の職員

区分	售	9合
△刀 	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	150%	125%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	128. 5%	103%
勤務成績が良好な職員	107%	87%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	98%	78.5%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	81%	67%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	57.5%	55%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受け た職員	34%	43%

イ 再雇用職員

区分	割合
<u></u>	12月期
勤務成績が優秀な職員	47.5%
(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	47.570
勤務成績が良好な職員	41%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	37.5%
就業規則第72第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	34.5%
就業規則第72条第2項2号の規定による減給処分を受けた職員	29%
就業規則第72条第2項3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	22. 5%

(一時金の支給)

- 4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程(以下「旧規程」という。)の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成28年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の勤勉手当の成績率にあっては、平成28年6月期については旧規程の定めによるものとし、12月期については前2項の定めによるものとする。
- 5 前項の規定については、平成29年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、 引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含 む。

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。 (平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の第12条第1項ただし 書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、第12条第3項及び第5項から第 7項の規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人に つき 6,500 円(教育職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級である者, 一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者及び医療職本給 表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級の者(以下「教(一)5級職員等」と いう。) にあっては、3,500円),前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる 子」という。)については1人につき 10,000 円」とあるのは「前項第1号に該当する扶 養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円,同項第2号に該 当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職 員に配偶者がない場合にあっては,そのうち1人については10,000円),同項第3号か ら第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。) については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては, そのうち1人については9,000円)」と、第5項中「扶養親族(般(一)9級以上職員に あっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、般(一)9級以上職員から般(一)9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者,父母等」とあるのは「扶養 親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場 合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないとき は、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(般(一)9級以上職員に扶養親族たる 配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場 合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子 又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が,満22歳に達した日以後の最初 の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び般(一)9級以上 職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)な お、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知 し得るべきこととなった日(郵便等の通知の場合は、同居の家族が当該郵便等の通知を受 領した日。ただし、単に金額が確定していない等通知をあらかじめ受領することを了知 している場合及び手続き等の遅れによって遡及して支給される場合を除く。)とする。| とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は 第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3 月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)なお、事実が生 じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得るべきこ ととなった日(郵便等の通知の場合は、同居の家族が当該郵便等の通知を受領した日。た だし、単に金額が確定していない等通知をあらかじめ受領することを了知している場合 及び手続き等の遅れによって遡及して支給される場合を除く。)とする。(3) 扶養親族た

る子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当 する場合を除く。) (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を 有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」と、第6項中「扶養親族(般 (一) 9 級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、 「なった日、般(一)9級以上職員から般(一)9級以上職員以外の職員となった職員に 扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規 定による届出に係るものがないときはその職員が般(一)9級以上職員以外の職員となっ た日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」と あるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、般(一)9 級以上職員以外の職員から般(一)9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父 母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子 で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般(一)9級以上職員となっ た日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1 号,第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受け ている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては, これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあ るのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第5項の規定に よる届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至 った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族た る父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族た る子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族 たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定 を除く。), 扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届 出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子 に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母 等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定 による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親 族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(般(一)9 級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の第12条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、第12条第3項及び第5項から第7項の規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(教育職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者、一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者、一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者及び医療職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級の者(以下「教(一)5級職員等」という。)にあっては、3、500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第5項中「扶養親族(般(一)9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、般(一)9級以上職員から般(一)9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあ

るのは「扶養親族」と,同項第1号中「場合(般(一)9級以上職員に扶養親族たる配偶 者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2 号中「場合及び般(一)9級以上職員に扶養親族たる配偶者,父母等たる要件を欠くに至 った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族(般(一)9級以上職員 にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、般 (一) 9級以上職員から般(一) 9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配 偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に 係るものがないときはその職員が般(一)9級以上職員以外の職員となった日」とあるの は「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項 の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、般(一)9級以上職員以外 の職員から般(一)9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者,父母等で同項の規 定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定に よる届出に係るものがないときはその職員が般(一)9級以上職員となった日」とあるの は「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は 第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族 (般(一)9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親 族」とする。

4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の第12条第1項ただし 書並びに第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、第12条第3項及び第5項から第7 項の規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前 項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる 配偶者、父母等」という。)」と、「一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職 務の級が8級」とあるのは「一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8 級以上」と、「教(一)5級職員等」とあるのは「般(一)8級以上職員等」と、「前項 第2号」とあるのは「同項第2号」と,第5項中「扶養親族(般(一)9級以上職員にあ っては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、般(一)9級以上職員から般(一)9級 以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親 族」と、同項第1号中「場合(般(一)9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる 要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及 び般(一)9級以上職員に扶養親族たる配偶者,父母等たる要件を欠くに至った者がある 場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族(般(一)9級以上職員にあっては、 扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、般(一)9級以上 職員から般(一)9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等が ある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがない ときはその職員が般(一)9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」 と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届 出に係るものがない場合」と、「死亡した日、般(一)9級以上職員以外の職員から般 (一) 9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者,父母等で同項の規定による届出 に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係

るものがないときはその職員が般(一)9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(般(一)9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「教(一)5級職員等が教(一)5級職員等及び般(一)9級以上職員」とあるのは「般(一)8級以上職員等」と、同項第6号中「教(一)5級職員等及び般(一)9級以上職員」とあるのは「般(一)8級以上職員等」と、同項第6号中「教(一)5級職員等及び般(一)9級以上職員」とあるのは「般(一)8級以上職員等」と、「が教(一)5級職員等」とあるのは「が般(一)8級以上職員等」とする。(休職者の給与に関する経過措置)

5 第33条第2項及び第3項の規定は、この規程の施行日の前日に、就業規則第12条第1 項第1号により休職とされた職員及び特定病気休暇中である職員(引き続く病気休職の期間を含む)の引き続くその期間については、適用しない。

附則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第3条、第18条の2及び第21条の改正規定は平成29年10月6日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年3月1日から施行する。ただし、第38条の改正規程は平成29年 10月6日から適用する。

(平成29年12月期の勤勉手当の取扱いについて)

ア 再雇用職員以外の職員

- 2 平成29年12月期の勤勉手当の取扱いについては,第31条第3項中「100分の90」とあるのは,「100分の95」と,「100分の110」とあるのは,「100分の115」と,「100分の42.5」とあるのは「100分の45」とする。
- 3 平成29年12月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)の表を次の表とする。

区分	割合	
区 ガ 	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	157%	132.5%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	134. 5%	109%
勤務成績が良好な職員	112%	92%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	102.5%	83%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	84. 5%	71%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	60%	58.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	35. 5%	45.5%

イ 再雇用職員

区分	割合
	12月期
勤務成績が優秀な職員	50 59/
(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	50.5%
勤務成績が良好な職員	43.5%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	40%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	36.5%
就業規則第72条第2項2号の規定による減給処分を受けた職員	30.5%
就業規則第72条第2項3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	24%

(一時金の支給)

- 4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程(以下「旧規程」という。)の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成29年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規定を適用したものとみなす場合の勤勉手当の成績率にあっては、平成29年6月期については旧規程の定めによるものとし、12月期については前2項の定めによるものとする。
- 5 前項の規定については、平成30年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年3月1日から施行する。 (平成30年12月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 2 平成30年12月期の勤勉手当の取扱いについては,第31条第3項中「100分の92.5」とあるのは,「100分の95」と,「100分の112.5」とあるのは,「100分の115」と,「100分の45」とあるのは「100分の47.5」とする。
- 3 平成30年12月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

ロハ	割合	
区分	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	157%	132. 5%
勤務成績が優秀な職員(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 10 0%未満の者を除く。)	134. 5%	109%

勤務成績が良好な職員	112%	92%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	102.5%	83%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	84.5%	71%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	60%	58.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受け た職員	35. 5%	45. 5%

イ 再雇用職員

区分	割合
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	12 月期
勤務成績が優秀な職員	E2 E0/
(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	53. 5%
勤務成績が良好な職員	46%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	42.5%
就業規則第72第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	38. 5%
就業規則第72条第2項2号の規定による減給処分を受けた職員	32.5%
就業規則第72条第2項3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	25. 5%

(一時金の支給)

- 4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程(以下「旧規程」という。)の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成30年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の勤勉手当の成績率にあっては、平成30年6月期については旧規程の定めによるものとし、12月期については前2項の定めによるものとする。
- 5 前項の規定については、平成31年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、 引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含 む。

附則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年3月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

- 2 第 15 条の改正規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の改正前の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃を支払っている職員(本学から貸与された宿舎に居住し、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。)のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 15 条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額(以下「旧手当額」という。))から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 改正後の第15条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から改正後の第15条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

(令和元年12月期の勤勉手当の取扱いについて)

- 3 令和元年 12 月期の勤勉手当の取扱いについては, 第 31 条第 3 項中「100 分の 95」とあるのは, 「100 分の 97.5」と, 「100 分の 115」とあるのは, 「100 分の 117.5」とする。
- 4 令和元年 12 月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表 10(1) アの表を次の表とする。 ア 再雇用職員以外の職員

区分	(字	割合
<u></u>	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員(勤勉手当に係る勤務期間の期間 率が 100%未満の者を除く。)	160.5%	136%
勤務成績が優秀な職員(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 10 0%未満の者を除く。)	137.5%	112%
勤務成績が良好な職員	114.5%	94.5%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	100%	81%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた 職員	82.5%	69%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた 職員	59%	56.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	35%	44%

(一時金の支給)

5 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程(以下「旧規程」という。)の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成31 年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に第15条の改正を除く新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間に旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の勤勉手当の成績率にあっては、令和元年6月期については旧規程の定めによるものとし、12月期については前2項の定めによるものとする。

6 前項の規定については、令和2年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、 引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含 む。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。 (令和2年12月期の期末手当の取扱いについて)
- 2 令和2年12月期の期末手当の取扱いについては,第30条第2項表中「100分の127.5」 とあるのは,「100分の125」と,「100分の107.5」とあるのは「100分の105」とする。

附則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年3月1日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。 (令和4年6月期の期末手当の取扱いについて)
- 2 令和4年6月期の期末手当の取扱いについては、学校教育学類附属の幼稚園に勤務する 教育職本給表(三)適用教員にあっては、第30条第2項表中「100分の120」とあるのは、 「100分の127.5」とする。

附則

この規程は、令和5年1月1日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年3月1日から施行する。 (令和4年12月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 2 令和4年12月期の勤勉手当の取扱いについては,第31条第3項中「100分の100」とあるのは,「100分の105」と,「100分の120」とあるのは,「100分の125」と,「100分の47.5」とあるのは,「100分の50」とする。
- 3 令和4年12月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)の表を次の表とする。 ア 再雇用職員以外の職員

F /\	割	合
区分	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除 く。)	169. 5%	145. 5%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除 く。)	145%	119.5%
勤務成績が良好な職員	121%	101%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	90%	70%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	70%	60%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	50%	49.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受け た職員	30%	39%

イ 再雇用職員

₩ /\	割合
区 分	12月期
勤務成績が優秀な職員	56%
(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	30 70
勤務成績が良好な職員	48%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	35%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	30%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	25%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	20%

(一時金の支給)

4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程(以下「旧規程」という。)の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、令和4年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間に旧規程

により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の勤勉手当の成績率にあっては、令和4年6月期については旧規程の定めによるものとし、12月期については前2項の定めによるものとする。

5 前項の規定については、令和5年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、 引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含 む。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年10月1日から施行し、令和5年3月31日から適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年3月1日から施行する。 (令和5年12月期の期末手当の取扱いについて)
- 2 令和5年12月期の期末手当の取扱いについては,第30条第2項表12月1日の項中「100分の122.5」とあるのは,「100分の125」と,「100分の102.5」とあるのは,「100分の105」と,「100分の68.75」とあるのは,「100分の70」とする。
 - (令和5年12月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 3 令和5年12月期の勤勉手当の取扱いについては,第31条第3項中「100分の102.5」とあるのは,「100分の105」と,「100分の122.5」とあるのは,「100分の125」と,「100分の48.75」とあるのは,「100分の50」とする。
- 4 令和5年12月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

G /\	割	合
区分	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	169.5%	145. 5%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	145%	119.5%
勤務成績が良好な職員	121%	101%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	90%	70%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	70%	60%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	50%	49.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受け た職員	30%	39%

イ 再雇用職員

区分	割 12月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	56%
勤務成績が良好な職員	48%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	35%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	30%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	25%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	20%

(一時金の支給)

- 5 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程(以下「旧規程」という。)の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、令和 5 年 4 月 1 日以降において旧規程の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間に旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の期末手当の支給割合及び勤勉手当の成績率にあっては、令和 5 年 6 月期については旧規程の定めによるものとし、12 月期については前 3 項の定めによるものとする。
- 6 前項の規定については、令和6年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、 引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含 む。

附則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 当分の間,職員(教授,准教授,講師,助教,助手,校長及び園長を除く。)に対する次の各号に掲げる給与の額は,当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以後,当該職員に適用される給与の額に100分の70を乗じて得た額(当該額に,50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て,50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
 - (1) 本給月額
 - (2) 管理職手当
 - (3) 高度技術手当
 - (4) 管理職特別勤務手当
 - (5) 本給の調整額
 - (6) 義務教育等教員特別手当
- 3 前項第1号に掲げる本給月額については、職員が60歳に達した日以後における最初の3月31日において、人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)その他関係通知等を 準用し再計算した場合に得られる本給月額とする。

附則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年11月1日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

別表第1(第5条関係)

本給表

(1) 一般職本給表

イ 一般職本給表(一)

2 163, 200 209, 700 242, 400 273, 200 297, 500 325, 300 368, 100 412, 700 463, 000 526, 000 3 164, 400 211, 400 243, 800 274, 700 299, 500 327, 500 370, 500 415, 200 466, 000 529, 100 4 165, 500 212, 900 245, 200 276, 300 301, 400 329, 500 372, 900 417, 600 469, 000 532, 200 5 166, 600 214, 400 246, 400 277, 800 303, 200 331, 500 374, 800 419, 500 472, 000 535, 300 6 167, 700 216, 200 248, 000 279, 500 305, 000 333, 500 377, 300 421, 600 475, 000 537, 600 7 168, 800 217, 900 249, 500 281, 300 306, 600 335, 400 379, 600 423, 700 478, 000 540, 100 8 169, 900 219, 600 250, 900 283, 100 308, 200 337, 300 382, 100 425, 900 481, 100 542, 500 9 170, 900 221, 100 252, 000 284, 800 309, 800 339, 200 384, 500 427, 800 483, 800 544, 900 172, 300 222, 600 253, 400 286, 700 312, 000 341, 200 387, 100 429, 900 486, 900 546, 700 173, 600 224, 100 254, 900 289, 900 314, 200 343, 200 389, 700 432, 000 489, 900 548, 500 174, 900 225, 600 256, 200 290, 300 316, 200 345, 200 392, 300 433, 900 493, 000 550, 400 131 176, 100 226, 800 257, 500 292, 100 318, 200 347, 000 394, 600 435, 600 495, 700 552, 100 177, 600 228, 200 258, 700 293, 700 320, 200 349, 000 396, 900 437, 400 498, 000 553, 500 179, 100 229, 600 259, 900 295, 100 322, 100 350, 900 399, 100 439, 300 500, 300 554, 800 180, 700 231, 000 261, 100 296, 500 324, 000 352, 800 401, 400 441, 200 502, 600 555, 900 184, 600 236, 900 266, 200 303, 800 331, 700 356, 500 405, 100 444, 800 506, 000 555, 900 186, 600 236, 900 266, 200 303, 800 331, 700 369, 200 408, 800 448, 800 506, 000 555, 200 186, 600 236, 900 266, 200 303, 800 331, 700 369, 200 408, 800 448, 800 506, 000 555, 200 186, 600 236, 900 266, 200 303, 800 331, 700 369, 700 410, 600 455, 900 510, 100 560, 900 186, 600 236, 900 266, 200 303, 800 331, 700 369, 700 411, 600 455, 900 515, 600 220 189, 600 239, 700 269, 100 307, 400 335, 400 366, 900 414, 200 455, 900 515, 600 220 199, 400 245, 600 273, 800 312, 800 344, 500 375, 600 414, 200 455, 900 515, 600 220 199, 400 245, 500 277, 700 309, 303, 300 337, 400 369, 700 41						i .			· .		
2 163, 200 209, 700 242, 400 273, 200 297, 500 325, 300 368, 100 412, 700 463, 000 526, 000 3 164, 400 211, 400 243, 800 274, 700 299, 500 327, 500 370, 500 415, 200 466, 000 529, 100 4 165, 500 212, 900 245, 200 276, 300 301, 400 329, 500 372, 900 417, 600 469, 000 532, 200 5 166, 600 214, 400 246, 400 277, 800 303, 200 331, 500 374, 800 419, 500 472, 000 535, 300 6 167, 700 216, 200 248, 000 279, 500 305, 000 333, 500 377, 300 421, 600 475, 000 537, 600 7 168, 800 217, 900 249, 500 281, 300 306, 600 335, 400 379, 600 423, 700 478, 000 540, 100 8 169, 900 219, 600 250, 900 283, 100 308, 200 337, 300 382, 100 425, 900 481, 100 542, 500 9 170, 900 221, 100 252, 000 284, 800 309, 800 339, 200 384, 500 427, 800 483, 800 544, 900 172, 300 222, 600 253, 400 286, 700 312, 000 341, 200 387, 100 429, 900 486, 900 546, 700 173, 600 224, 100 254, 900 288, 500 314, 200 343, 200 389, 700 432, 000 489, 900 546, 500 174, 900 225, 600 256, 200 292, 100 318, 200 347, 000 394, 600 435, 600 495, 700 552, 100 176, 100 226, 800 257, 500 292, 100 318, 200 347, 000 394, 600 435, 600 495, 700 552, 100 177, 600 228, 200 258, 700 293, 700 320, 200 349, 000 399, 100 439, 300 500, 300 554, 800 180, 700 231, 000 261, 100 296, 500 324, 000 352, 800 401, 400 441, 200 502, 600 555, 900 181, 800 234, 000 263, 600 300, 000 327, 900 358, 300 407, 000 444, 800 506, 000 557, 200 186, 000 236, 900 266, 200 303, 800 331, 700 369, 200 448, 800 506, 000 555, 900 186, 600 236, 900 266, 200 303, 800 331, 700 369, 200 448, 800 506, 000 555, 900 186, 600 236, 900 266, 200 303, 800 331, 700 369, 200 448, 800 544, 500 511, 500 22 189, 600 239, 700 309, 300 337, 400 365, 900 414, 200 445, 600 507, 500 559, 100 186, 600 236, 900 266, 200 303, 800 331, 700 369, 200 408, 800 448, 300 508, 900 560, 000 186, 600 236, 900 266, 200 303, 800 331, 700 369, 700 410, 600 455, 900 510, 100 560, 900 186, 600 236, 600 272, 200 311, 100 339, 300 367, 800 414, 200 455, 900 515, 600 220 189, 400 245, 600 273, 800 312, 800 344, 500 371, 600 419, 100 457, 200 516, 700 220 199	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
164, 400 211, 400 243, 800 274, 700 299, 500 327, 500 370, 500 415, 200 466, 000 529, 100 415, 500 212, 900 245, 200 276, 300 301, 400 329, 500 372, 900 417, 600 469, 000 532, 200 500 166, 600 214, 400 246, 400 277, 800 303, 200 331, 500 374, 800 419, 500 472, 000 535, 300 66 167, 700 216, 200 248, 000 279, 500 305, 000 333, 500 377, 300 421, 600 475, 000 537, 600 168, 800 217, 900 249, 500 281, 300 306, 600 335, 400 379, 600 423, 700 478, 000 540, 100 169, 900 219, 600 250, 900 283, 100 308, 200 337, 300 382, 100 425, 900 481, 100 542, 500 170, 900 221, 100 252, 000 284, 800 309, 800 339, 200 384, 500 427, 800 483, 800 544, 900 172, 300 222, 600 253, 400 286, 700 312, 000 341, 200 387, 100 429, 900 486, 900 546, 700 123, 600 224, 100 254, 900 288, 500 314, 200 343, 200 389, 700 432, 000 489, 900 548, 500 174, 900 225, 600 256, 200 290, 300 316, 200 345, 200 392, 300 433, 900 493, 000 550, 400 13 176, 100 226, 800 257, 500 292, 100 318, 200 347, 000 394, 600 435, 600 495, 700 552, 100 179, 100 229, 600 259, 900 255, 100 322, 100 350, 900 399, 100 439, 300 500, 300 554, 800 180, 700 231, 000 261, 100 296, 500 324, 000 352, 800 401, 400 441, 200 502, 600 555, 900 184, 600 235, 500 264, 900 302, 000 325, 800 401, 400 441, 200 502, 600 555, 900 184, 600 235, 500 264, 900 302, 000 329, 800 358, 300 407, 000 446, 600 507, 500 559, 100 189, 600 233, 700 269, 100 307, 400 335, 400 364, 000 414, 400 441, 600 510, 100 560, 900 189, 600 239, 700 269, 100 307, 400 335, 400 366, 900 447, 600 448, 800 508, 900 560, 000 189, 600 239, 700 269, 100 307, 400 335, 400 366, 900 447, 600 448, 800 508, 900 560, 000 191, 800 241, 200 270, 700 309, 300 337, 400 365, 9	1	162, 100	208,000	240, 900	271, 600	295, 400	323, 100	365, 500	410, 300	459, 900	523, 100
4 165, 500 212, 900 245, 200 276, 300 301, 400 329, 500 372, 900 417, 600 469, 000 532, 200 166, 600 214, 400 246, 400 277, 800 303, 200 331, 500 374, 800 419, 500 472, 000 535, 300 6 167, 700 216, 200 248, 000 279, 500 305, 000 333, 500 377, 300 421, 600 475, 000 537, 600 7 168, 800 217, 900 249, 500 281, 300 306, 600 335, 400 379, 600 423, 700 478, 000 540, 100 8 169, 900 219, 600 250, 900 283, 100 308, 200 337, 300 382, 100 425, 900 481, 100 542, 500 170, 900 221, 100 252, 000 284, 800 309, 800 339, 200 384, 500 427, 800 483, 800 544, 900 172, 300 222, 600 253, 400 286, 700 312, 000 341, 200 387, 100 429, 900 486, 900 546, 700 11 173, 600 224, 100 254, 900 288, 500 314, 200 343, 200 389, 700 432, 000 489, 900 548, 500 12 174, 900 225, 600 256, 200 290, 300 316, 200 345, 200 392, 300 433, 900 493, 000 550, 400 13 176, 100 226, 800 257, 500 292, 100 318, 200 347, 000 394, 600 435, 600 495, 700 552, 100 14 177, 600 228, 200 258, 700 293, 700 320, 200 349, 000 396, 900 437, 400 498, 000 553, 500 15 179, 100 229, 600 259, 900 295, 100 322, 100 350, 900 399, 100 439, 300 500, 300 554, 800 16 180, 700 231, 000 261, 100 296, 500 324, 000 352, 800 401, 400 441, 200 502, 600 555, 900 18 183, 200 234, 000 263, 600 300, 000 327, 900 356, 500 405, 100 444, 800 506, 000 555, 200 18 183, 200 234, 000 263, 600 300, 000 327, 900 356, 500 405, 100 444, 800 506, 000 558, 200 186, 600 238, 100 267, 600 305, 500 333, 400 362, 100 410, 600 450, 100 510, 100 560, 900 187, 300 238, 100 267, 600 305, 500 333, 400 362, 100 410, 600 450, 100 510, 100 560, 900 187, 900 244, 000 242, 600 272, 200 311, 100 339, 300 367, 800 418, 800 448, 300 508, 900 560, 000 221 189, 600 239, 700 269, 100 307, 400 335, 400 362, 900 414, 200 455, 900 515, 600 221 189, 600 239, 700 269, 100 307, 400 335, 400 362, 900 414, 200 454, 500 514, 500	2	163, 200	209, 700	242, 400	273, 200	297, 500	325, 300	368, 100	412, 700	463, 000	526, 000
5 166, 600 214, 400 246, 400 277, 800 303, 200 331, 500 374, 800 419, 500 472, 000 535, 300 6 167, 700 216, 200 248, 000 279, 500 305, 000 333, 500 377, 300 421, 600 475, 000 537, 600 7 168, 800 217, 900 249, 500 281, 300 306, 600 335, 400 379, 600 423, 700 478, 000 540, 100 8 169, 900 219, 600 250, 900 283, 100 308, 200 337, 300 382, 100 425, 900 481, 100 542, 500 9 170, 900 221, 100 252, 000 284, 800 309, 800 339, 200 384, 500 427, 800 483, 800 544, 900 10 172, 300 222, 600 253, 400 286, 700 312, 000 341, 200 387, 100 429, 900 486, 900 546, 700 11 173, 600 224, 100 254, 900 288, 500 314, 200 343, 200 389, 700 432, 000 489, 900 548, 500 12 174, 900 226, 800 257, 500	3	164, 400	211, 400	243, 800	274, 700	299, 500	327, 500	370, 500	415, 200	466, 000	529, 100
6	4	165, 500	212, 900	245, 200	276, 300	301, 400	329, 500	372, 900	417, 600	469,000	532, 200
168, 800 217, 900 249, 500 281, 300 306, 600 335, 400 379, 600 423, 700 478, 000 540, 100 169, 900 219, 600 250, 900 283, 100 308, 200 337, 300 382, 100 425, 900 481, 100 542, 500 170, 900 221, 100 252, 000 284, 800 309, 800 339, 200 384, 500 427, 800 483, 800 544, 900 10 172, 300 222, 600 253, 400 286, 700 312, 000 341, 200 387, 100 429, 900 486, 900 546, 700 11 173, 600 224, 100 254, 900 288, 500 314, 200 343, 200 389, 700 432, 000 489, 900 548, 500 12 174, 900 225, 600 256, 200 290, 300 316, 200 345, 200 392, 300 433, 900 493, 000 550, 400 13 176, 100 226, 800 257, 500 292, 100 318, 200 347, 000 394, 600 435, 600 495, 700 552, 100 14 177, 600 228, 200 258, 700 293, 700 320, 200 349, 000 396, 900 437, 400 498, 000 553, 500 15 179, 100 229, 600 259, 900 295, 100 322, 100 350, 900 399, 100 439, 300 500, 300 554, 800 16 180, 700 231, 000 261, 100 296, 500 324, 000 352, 800 401, 400 441, 200 502, 600 555, 900 17 181, 800 232, 400 262, 300 298, 000 325, 900 354, 500 403, 200 443, 000 504, 600 557, 200 181, 800 234, 000 264, 900 302, 000 329, 800 358, 300 407, 000 446, 600 507, 500 559, 100 186, 000 236, 900 266, 200 303, 800 331, 700 360, 200 408, 800 448, 300 508, 900 560, 000 187, 300 238, 100 267, 600 305, 500 333, 400 362, 100 410, 600 450, 100 510, 100 560, 900 189, 600 239, 700 269, 100 307, 400 335, 400 365, 900 414, 200 453, 000 513, 000 21 187, 300 238, 100 267, 600 305, 500 333, 400 362, 100 410, 600 450, 100 510, 100 560, 900 22 189, 600 239, 700 269, 100 307, 400 335, 400 365, 900 414, 200 453, 000 513, 000 21 187, 300 238, 100 267, 600 305, 500 333, 400 365, 900 414, 200 453, 000 513, 000 22 189, 600 239, 700 269, 100 307, 400 335, 400 365, 900 414, 200 450, 100 510, 100 560, 900 22 189, 600 239, 700 269, 100 307, 400 335, 400 365, 900 414, 200 450, 100 510, 100 560, 900 22 189, 600 237, 700 309, 300 337, 400 365, 900 414, 200 455, 500 515, 600 197, 900 245, 100 275, 500 314, 800 342, 600 371, 600 419, 100 457, 200 516, 700 250 199, 400 245, 600 273, 800 314, 800 344, 500 373, 500 420, 600 458, 500 51	5	166, 600	214, 400	246, 400	277, 800	303, 200	331, 500	374, 800	419, 500	472, 000	535, 300
8	6	167, 700	216, 200	248, 000	279, 500	305, 000	333, 500	377, 300	421,600	475, 000	537, 600
170, 900 221, 100 252, 000 284, 800 309, 800 339, 200 384, 500 427, 800 483, 800 544, 900 172, 300 222, 600 253, 400 286, 700 312, 000 341, 200 387, 100 429, 900 486, 900 546, 700 11 173, 600 224, 100 254, 900 288, 500 314, 200 343, 200 389, 700 432, 000 489, 900 548, 500 12 174, 900 225, 600 256, 200 290, 300 316, 200 345, 200 392, 300 433, 900 493, 000 550, 400 176, 100 226, 800 257, 500 292, 100 318, 200 347, 000 394, 600 435, 600 495, 700 552, 100 177, 600 228, 200 258, 700 293, 700 320, 200 349, 000 396, 900 437, 400 498, 000 553, 500 15 179, 100 229, 600 259, 900 295, 100 322, 100 350, 900 399, 100 439, 300 500, 300 554, 800 180, 700 231, 000 261, 100 296, 500 324, 000 352, 800 401, 400 441, 200 502, 600 555, 900 181, 800 232, 400 263, 600 300, 000 327, 900 356, 500 405, 100 444, 800 506, 000 558, 200 184, 600 235, 500 264, 900 302, 000 329, 800 358, 300 407, 000 446, 600 507, 500 559, 100 186, 000 236, 900 266, 200 303, 800 331, 700 360, 200 408, 800 448, 300 508, 900 560, 000 187, 300 238, 100 267, 600 305, 500 333, 400 362, 100 410, 600 450, 100 510, 100 560, 900 189, 600 239, 700 269, 100 307, 400 335, 400 362, 100 410, 600 450, 100 510, 100 560, 900 189, 600 239, 700 269, 100 307, 400 335, 400 365, 900 414, 200 451, 600 511, 500 23 191, 800 241, 200 270, 700 309, 300 337, 400 365, 900 414, 200 453, 000 513, 000 241 194, 000 242, 600 272, 200 311, 100 339, 300 367, 800 416, 000 454, 500 514, 500 196, 200 243, 600 273, 800 312, 800 344, 500 371, 600 419, 100 457, 200 516, 700 199, 400 245, 100 275, 500 314, 800 342, 600 371, 600 419, 100 457, 200 516, 700 200 199, 400 245, 100 275, 500 314, 800 344, 500 373, 500 420, 600 458, 500 517, 900 28 200, 900 247, 600 278, 700 318, 700 346, 400 375, 400 422, 100 459, 700 519, 100	7	168, 800	217, 900	249, 500	281, 300	306, 600	335, 400	379, 600	423, 700	478, 000	540, 100
10	8	169, 900	219, 600	250, 900	283, 100	308, 200	337, 300	382, 100	425, 900	481, 100	542, 500
11	9	170, 900	221, 100	252, 000	284, 800	309, 800	339, 200	384, 500	427, 800	483, 800	544, 900
174, 900 225, 600 256, 200 290, 300 316, 200 345, 200 392, 300 433, 900 493, 000 550, 400 176, 100 226, 800 257, 500 292, 100 318, 200 347, 000 394, 600 435, 600 495, 700 552, 100 177, 600 228, 200 258, 700 293, 700 320, 200 349, 000 396, 900 437, 400 498, 000 553, 500 179, 100 229, 600 259, 900 295, 100 322, 100 350, 900 399, 100 439, 300 500, 300 554, 800 180, 700 231, 000 261, 100 296, 500 324, 000 352, 800 401, 400 441, 200 502, 600 555, 900 181, 800 232, 400 262, 300 298, 000 325, 900 354, 500 403, 200 443, 000 504, 600 557, 200 181, 800 234, 000 263, 600 300, 000 327, 900 356, 500 405, 100 444, 800 506, 000 558, 200 184, 600 235, 500 264, 900 302, 000 329, 800 358, 300 407, 000 446, 600 507, 500 559, 100 186, 000 236, 900 266, 200 303, 800 331, 700 360, 200 408, 800 448, 300 508, 900 560, 000 21 187, 300 238, 100 267, 600 305, 500 333, 400 362, 100 410, 600 450, 100 510, 100 560, 900 189, 600 239, 700 269, 100 307, 400 335, 400 364, 000 412, 400 451, 600 511, 500 191, 800 241, 200 270, 700 309, 300 337, 400 365, 900 414, 200 453, 000 513, 000 241, 900 242, 600 272, 200 311, 100 339, 300 367, 800 416, 000 454, 500 514, 500 196, 200 243, 600 273, 800 312, 800 340, 700 369, 700 417, 600 455, 900 515, 600 197, 900 245, 100 275, 500 314, 800 342, 600 371, 600 419, 100 457, 200 516, 700 27 199, 400 246, 400 277, 100 316, 800 344, 500 373, 500 420, 600 458, 500 517, 900 28 200, 900 247, 600 278, 700 318, 700 346, 400 375, 400 422, 100 459, 700 519, 100	10	172, 300	222, 600	253, 400	286, 700	312,000	341, 200	387, 100	429, 900	486, 900	546, 700
13	11	173, 600	224, 100	254, 900	288, 500	314, 200	343, 200	389, 700	432, 000	489, 900	548, 500
14	12	174, 900	225, 600	256, 200	290, 300	316, 200	345, 200	392, 300	433, 900	493, 000	550, 400
15	13	176, 100	226, 800	257, 500	292, 100	318, 200	347, 000	394, 600	435, 600	495, 700	552, 100
180, 700 231, 000 261, 100 296, 500 324, 000 352, 800 401, 400 441, 200 502, 600 555, 900 181, 800 232, 400 262, 300 298, 000 325, 900 354, 500 403, 200 443, 000 504, 600 557, 200 183, 200 234, 000 263, 600 300, 000 327, 900 356, 500 405, 100 444, 800 506, 000 558, 200 19 184, 600 235, 500 264, 900 302, 000 329, 800 358, 300 407, 000 446, 600 507, 500 559, 100 20 186, 000 236, 900 266, 200 303, 800 331, 700 360, 200 408, 800 448, 300 508, 900 560, 000 21 187, 300 238, 100 267, 600 305, 500 333, 400 362, 100 410, 600 450, 100 510, 100 560, 900 189, 600 239, 700 269, 100 307, 400 335, 400 364, 000 412, 400 451, 600 511, 500 191, 800 241, 200 270, 700 309, 300 337, 400 365, 900 414, 200 453, 000 513, 000 24 194, 000 242, 600 272, 200 311, 100 339, 300 367, 800 416, 000 454, 500 514, 500 196, 200 243, 600 273, 800 312, 800 340, 700 369, 700 417, 600 455, 900 515, 600 197, 900 245, 100 275, 500 314, 800 342, 600 371, 600 419, 100 457, 200 516, 700 199, 400 246, 400 277, 100 316, 800 344, 500 373, 500 420, 600 458, 500 517, 900 28 200, 900 247, 600 278, 700 318, 700 346, 400 375, 400 422, 100 459, 700 519, 100	14	177, 600	228, 200	258, 700	293, 700	320, 200	349, 000	396, 900	437, 400	498, 000	553, 500
181, 800 232, 400 262, 300 298, 000 325, 900 354, 500 403, 200 443, 000 504, 600 557, 200 183, 200 234, 000 263, 600 300, 000 327, 900 356, 500 405, 100 444, 800 506, 000 558, 200 184, 600 235, 500 264, 900 302, 000 329, 800 358, 300 407, 000 446, 600 507, 500 559, 100 186, 000 236, 900 266, 200 303, 800 331, 700 360, 200 408, 800 448, 300 508, 900 560, 000 187, 300 238, 100 267, 600 305, 500 333, 400 362, 100 410, 600 450, 100 510, 100 560, 900 189, 600 239, 700 269, 100 307, 400 335, 400 364, 000 412, 400 451, 600 511, 500 191, 800 241, 200 270, 700 309, 300 337, 400 365, 900 414, 200 453, 000 513, 000 24 194, 000 242, 600 272, 200 311, 100 339, 300 367, 800 416, 000 454, 500 514, 500 196, 200 243, 600 273, 800 312, 800 340, 700 369, 700 417, 600 455, 900 515, 600 197, 900 245, 100 275, 500 314, 800 342, 600 371, 600 419, 100 457, 200 516, 700 199, 400 246, 400 277, 100 316, 800 344, 500 373, 500 420, 600 458, 500 517, 900 28 200, 900 247, 600 278, 700 318, 700 346, 400 375, 400 422, 100 459, 700 519, 100	15	179, 100	229, 600	259, 900	295, 100	322, 100	350, 900	399, 100	439, 300	500, 300	554, 800
183, 200 234, 000 263, 600 300, 000 327, 900 356, 500 405, 100 444, 800 506, 000 558, 200 184, 600 235, 500 264, 900 302, 000 329, 800 358, 300 407, 000 446, 600 507, 500 559, 100 186, 000 236, 900 266, 200 303, 800 331, 700 360, 200 408, 800 448, 300 508, 900 560, 000 187, 300 238, 100 267, 600 305, 500 333, 400 362, 100 410, 600 450, 100 510, 100 560, 900 189, 600 239, 700 269, 100 307, 400 335, 400 364, 000 412, 400 451, 600 511, 500 191, 800 241, 200 270, 700 309, 300 337, 400 365, 900 414, 200 453, 000 513, 000 194, 000 242, 600 272, 200 311, 100 339, 300 367, 800 416, 000 454, 500 514, 500 196, 200 243, 600 273, 800 312, 800 340, 700 369, 700 417, 600 455, 900 515, 600 197, 900 245, 100 275, 500 314, 800 342, 600 371, 600 419, 100 457, 200 516, 700 199, 400 246, 400 277, 100 316, 800 344, 500 373, 500 420, 600 458, 500 517, 900 28 200, 900 247, 600 278, 700 318, 700 346, 400 375, 400 422, 100 459, 700 519, 100	16	180, 700	231, 000	261, 100	296, 500	324, 000	352, 800	401, 400	441, 200	502, 600	555, 900
19	17	181, 800	232, 400	262, 300	298, 000	325, 900	354, 500	403, 200	443, 000	504, 600	557, 200
20	18	183, 200	234, 000	263, 600	300, 000	327, 900	356, 500	405, 100	444, 800	506, 000	558, 200
21	19	184, 600	235, 500	264, 900	302, 000	329, 800	358, 300	407, 000	446, 600	507, 500	559, 100
22 189, 600 239, 700 269, 100 307, 400 335, 400 364, 000 412, 400 451, 600 511, 500 23 191, 800 241, 200 270, 700 309, 300 337, 400 365, 900 414, 200 453, 000 513, 000 24 194, 000 242, 600 272, 200 311, 100 339, 300 367, 800 416, 000 454, 500 514, 500 25 196, 200 243, 600 273, 800 312, 800 340, 700 369, 700 417, 600 455, 900 515, 600 26 197, 900 245, 100 275, 500 314, 800 342, 600 371, 600 419, 100 457, 200 516, 700 27 199, 400 246, 400 277, 100 316, 800 344, 500 373, 500 420, 600 458, 500 517, 900 28 200, 900 247, 600 278, 700 318, 700 346, 400 375, 400 422, 100 459, 700 519, 100	20	186, 000	236, 900	266, 200	303, 800	331, 700	360, 200	408, 800	448, 300	508, 900	560, 000
23	21	187, 300	238, 100	267, 600	305, 500	333, 400	362, 100	410,600	450, 100	510, 100	560, 900
24	22	189, 600	239, 700	269, 100	307, 400	335, 400	364, 000	412, 400	451,600	511, 500	
25	23	191, 800	241, 200	270, 700	309, 300	337, 400	365, 900	414, 200	453, 000	513, 000	
25	24	194, 000	242, 600	272, 200	311, 100	339, 300	367, 800	416, 000	454, 500	514, 500	
27 199, 400 246, 400 277, 100 316, 800 344, 500 373, 500 420, 600 458, 500 517, 900 28 200, 900 247, 600 278, 700 318, 700 346, 400 375, 400 422, 100 459, 700 519, 100	25										
28 200, 900 247, 600 278, 700 318, 700 346, 400 375, 400 422, 100 459, 700 519, 100	26	197, 900	245, 100	275, 500	314, 800	342, 600	371, 600	419, 100	457, 200	516, 700	
	27	199, 400	246, 400	277, 100	316, 800	344, 500	373, 500	420, 600	458, 500	517, 900	
29 202, 400 248, 700 280, 300 320, 400 348, 000 376, 900 423, 600 460, 700 520, 100	28	200, 900	247, 600	278, 700	318, 700	346, 400	375, 400	422, 100	459, 700	519, 100	
	29	202, 400	248, 700	280, 300	320, 400	348, 000	376, 900	423, 600	460, 700	520, 100	

30	203, 800	240	700	281	200	322	400	3/10	900	378	700	191	900	<i>1</i> 61	400	591	000	
31	205, 300																	
32	206, 600																	
33	208, 000									-		-						
34	209, 300																	
35	210, 600																	
36	211, 900																	
37	213, 200																	
38	214, 400																	
	215, 600									-		-						
40	216, 700																	
	217, 800																	
	218, 900																	
43	219, 900																	
44	220, 900																	
45	221, 800	264,	700	304,	400	349,	900	370,	800	398,	000	439,	500	470,	000			
46	222, 700	265,	800	306,	000	351,	300	371,	700	398,	700	440,	300					
47	223, 600	266,	900	307,	600	352,	700	372,	600	399,	400	440,	700					
48	224, 500	267,	900	309,	100	354,	200	373,	400	400,	100	441,	400					
49	225, 400	268,	900	310,	000	355,	700	374,	200	400,	700	441,	900					
50	226, 300	269,	900	311,	500	356,	500	375,	000	401,	300	442,	300					
51	227, 200	270,	900	313,	000	357,	500	375,	800	401,	800	442,	700					
52	228, 100	271,	800	314,	600	358,	500	376,	500	402,	200	443,	100					
53	228, 900	272,	700	316,	200	359,	400	377,	200	402,	600	443,	500					
54	229, 800	273,	600	317,	800	360,	500	377,	900	402,	900	443,	900					
55	230, 700	274,	500	319,	300	361,	400	378,	600	403,	200	444,	300					
56	231, 500	275,	400	320,	800	362,	400	379,	300	403,	500	444,	600					
57	231, 800	276,	300	322,	200	363,	300	379,	800	403,	800	444,	900					
58	232, 600	277,	200	323,	400	364,	000	380,	400	404,	100	445,	300					
59	233, 300	278,	100	324,	500	364,	700	381,	000	404,	400	445,	600					
60	233, 900	279,	000	325,	600	365,	300	381,	700	404,	700	445,	900					
61	234, 500	280,	000	326,	300	365,	700	382,	100	405,	000	446,	200					
62	235, 200	281,	000	327,	200	366,	300	382,	800	405,	300							
63	235, 800	281,	900	328,	000	367,	000	383,	400	405,	600							
64	236, 300	282,	800	328,	800	367,	700	384,	000	405,	900							
65	236, 800									-								
66	237, 300																	
67	237, 800									-								
68	238, 400					-		-		-								
69	238, 900																	
70	239, 400	287,	400	332,	800	370,	900	387,	100	407,	600							

71	000 000	200 000	000 500	071	200	007 (300	407.0	200			
71	239, 900 2		- 1							-		
72	240, 400 2											
73	240, 900 2	-	-							1		
74	241, 400 2											
75	241, 800 2					-		-				
76	242, 300 2	-	-	·								
77	242, 800 2					1	-			+		
78	243, 300 2											
79	243, 800 2											
80	244, 300 2						-					
81	244, 700 2											
82	245, 200 2					1	-					
83	245, 600 2	292, 700	339, 300	378,	000	391, 6	600	410, 9	900			
84	246, 000 2	292, 900	339, 800	378,	300	391, 8	300	411, 1	100			
85	246, 400 2	293, 200	340, 100	378,	700	392, 0	000	411, 3	300			
86	246, 800 2	293, 500	340, 500	379,	200	392, 3	300					
87	247, 200 2	293, 800	341, 000	379,	600	392, 6	600					
88	247, 600 2	294, 100	341, 400	380,	000	392, 8	300					
89	248, 000 2	294, 400	341, 700	380,	400	393, (000					
90	248, 500 2	294, 800	342, 100	380,	900	393, 3	300					
91	248, 800 2	295, 100	342, 600	381,	300	393, 6	600					
92	249, 100 2	295, 500	343, 000	381,	700	393, 8	300					
93	249, 400 2	295, 700	343, 200	382,	000	394, (000					
94	2	295, 900	343, 600									
95	2	296, 200	344, 100									
96	2	296, 600	344, 500									
97	2	296, 800	344, 700									
98	2	297, 100	345, 100									
99	2	297, 500	345, 500									
100	2	297, 900	345, 800									
101	2	298, 100	346, 100									
102	2	298, 400	346, 500									
103	2	298, 800	346, 900									
104	2	299, 100	347, 300									
105	2	299, 300	347, 800									
106	2	299, 600	348, 200									
107			348, 600									
108			349, 000									
109			349, 500									
110			349, 900									
111			350, 200									

112		301, 600	350, 500							
113		301, 800	351, 000							
114		302, 000)							
115		302, 300)							
116		302, 700)							
117		302, 900)							
118		303, 100)							
119		303, 400)							
120		303, 700								
121		304, 100)							
122		304, 300)							
123		304, 600)							
124		304, 900)							
125		305, 200)							
再雇用	188, 700	216, 200	256, 200	275, 600	290, 700	316, 200	358, 000	391, 200	442, 400	522, 800

備考 この表は、他の本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

口 一般職本給表(二)

号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	147, 100	200, 200	219, 900	260, 200	285, 500
2	148, 100	201, 200	221,000	261, 400	287, 300
3	149, 100	202, 200	221, 900	262, 400	288, 900
4	150, 100	203, 000	222, 800	263, 500	290, 500
5	151, 200	203, 700	223, 800	264, 200	292, 100
6	152, 300	205, 200	225, 100	265, 200	293, 400
7	153, 400	206, 500	226, 300	266, 100	294, 500
8	154, 400	207, 600	227, 400	267, 000	295, 700
9	155, 300	208, 900	228, 700	267, 600	296, 900
10	156, 400	209, 600	230, 300	268, 300	298, 600
11	157, 500	210, 400	231, 800	269, 100	300, 300
12	158, 600	211, 100	233, 000	269, 900	301, 800
13	159, 500	212, 200	234, 100	270, 700	303, 100
14	160,600	213, 100	235, 300	271, 500	304, 600
15	161,800	214, 000	236, 500	272, 300	306, 000
16	162, 900	214, 800	237, 400	273, 100	307, 300
17	164, 000	215, 700	238, 000	273, 800	308, 800
18	165, 400	216, 700	238, 400	274, 800	310, 300
19	166, 700	217, 600	238, 800	275, 700	311, 900
20	167, 900	218, 500	239, 300	276, 500	313, 500
21	169, 000	219, 200	239, 800	277, 400	314, 500
22	170, 200	220, 000	241, 100	278, 000	315, 900
23	171, 400	220, 800	242, 300	278, 700	317, 200

24	172, 600	221,	400	243,	200	279,	400	318,	500
25	173, 700	222,	100	244,	300	279,	900	319,	600
26	175, 200	222,	600	245,	500	280,	600	321,	000
27	176, 700	223,	000	246,	700	281,	400	322,	400
28	178, 200	223,	500	247,	900	282,	100	323,	800
29	179,600	224,	100	248,	700	282,	900	325,	300
30	181,000	225,	100	249,	800	283,	800	326,	500
31	182, 500	226,	000	251,	000	284,	600	327,	800
32	184, 000	226,	600	252,	100	285,	400	329,	000
33	185, 400	227,	100	253,	200	286,	100	330,	000
34	187, 100	228,	100	254,	100	287,	000	330,	900
35	188, 800	229,	100	255,	000	287,	900	332,	000
36	190, 500	230,	100	256,	000	288,	800	333,	100
37	192, 200	230,	600	257,	000	289,	400	334,	200
38	193, 300	231,	700	257,	800	290,	200	335,	200
39	194, 700	232,	800	258,	600	291,	000	336,	200
40	195, 800	233,	800	259,	500	291,	800	337,	200
41	196, 800	234,	500	260,	400	292,	400	338,	100
42	198, 200	235,	500	261,	300	293,	400	339,	000
43	199, 400	236,	400	262,	200	294,	400	339,	900
44	200, 600	237,	200	263,	200	295,	300	340,	800
45	202, 100	238,	000	263,	800	296,	000	341,	700
46	203, 100	238,	800	264,	700	296,	900	342,	700
47	204, 000	239,	500	265,	700	297,	800	343,	700
48	205, 100	240,	100	266,	600	298,	600	344,	600
49	206, 200	240,	700	267,	600	299,	200	345,	500
50	207, 200	241,	600	268,	400	299,	800	346,	400
51	208, 100	242,	500	269,	200	300,	400	347,	300
52	209, 100	243,	300	269,	900	301,	100	348,	100
53	210, 200	244,	200	270,	500	301,	700	348,	900
54	211, 200	245,	100	271,	300	302,	500	349,	700
55	212, 100	245,	700	272,	100	303,	200	350,	500
56	213, 000	246,	400	272,	900	303,	900	351,	200
57	213, 900	247,	200	273,	500	304,	500	351,	900
58	214, 500	247,	900	274,	400	305,	200	352,	700
59	215, 200	248,	600	275,	300	305,	900	353,	500
60	216, 000	249,	200	276,	200	306,	500	354,	100
61	216, 800	249,	800	277,	100	307,	100	354,	800
62	217, 300	250,	600	278,	100	307,	800	355,	500
63	217, 800	251,	400	278,	900	308,	500	356,	200
64	218, 300	252,	000	279,	800	309,	100	356,	900

65	218, 800	252	600	280	600	300	600	357	500
	219, 400								
	220, 000			ŕ		ŕ			
	220, 500								
	220, 800								
	221, 100								400
	221, 100								
72	221, 400								
73	221, 700								
74	222, 300								
75	222, 600								
76	223, 000								
77	223, 200								
78	223, 700								
79	224, 000								
80	224, 300								
81	224, 600								
82	224, 900								
83	225, 200								
84	225, 500								
85	225, 800								
86	226, 100								
87	226, 400			-					
88	226, 700								
89	227, 000								
	227, 400								
91	227, 700								
92	228, 000								
93	228, 200								
94	228, 500								
95	228, 800								
96	229, 100	262,	700	297,	700	320,	500		
97	229, 300	262,	900	298,	000	320,	700		
98	229, 600	263,	200	298,	400	321,	000		
99	229, 800	263,	400	298,	900	321,	300		
100	230, 100	263,	700	299,	400	321,	500		
101	230, 400	264,	000	299,	800	321,	700		
102	230, 600	264,	200	300,	200				
103	230, 900	264,	500	300,	500				
104	231, 200	264,	800	300,	800				
105	231, 500	265,	000	301,	100				

106	232, 000	265, 200	301, 500		
107	232, 300	265, 500	301, 900		
108	232, 600	265, 700	302, 300		
109	232, 800	266, 000	302, 600		
110	233, 200	266, 300	303, 000		
111	233, 600	266, 600	303, 400		
112	233, 900	266, 800	303, 700		
113	234, 100	267, 000	303, 900		
114	234, 600	267, 300	304, 200		
115	235, 100	267, 500	304, 500		
116	235, 600	267, 700	304, 700		
117	235, 900	268, 000	304, 900		
118	236, 300	268, 300	305, 200		
119	236, 700	268, 600	305, 500		
120	237, 000	268, 900	305, 700		
121	237, 400	269, 100	305, 900		
122		269, 300	306, 200		
123		269, 600	306, 500		
124		269, 900	306, 700		
125		270, 100	306, 900		
126		270, 300	307, 200		
127		270, 600	307, 500		
128		270, 900	307, 700		
129		271, 100	307, 900		
130		271, 300	308, 200		
131		271, 600	308, 500		
132		271, 900	308, 700		
133		272, 100	308, 900		
134		272, 300			
135		272, 600			
136		272, 900			
137		273, 100			
再雇用職員	194, 600	205, 700	224, 200	245, 000	275, 700
農 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上	*\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	r ⇒⊠+⊞	山田 番州	ムムコナロ	

備考 自動車運転手,調理師,動物飼育員,実験助手,作業員及び看護助手の業務に従 事する者に適用する。

(2) 教育職本給表

イ 教育職本給表(一)その1

-5	号給	1級	2級	3級	4級	5級
1		190, 900	233, 100	290, 700	335, 600	410, 200
2		193, 000	235, 400	293, 300	338, 500	412, 500
3		195, 100	237, 600	295, 700	341, 500	414, 600

4	197, 100	239,	600	298,	000	344,	500	416,	700
5	199, 000	241,	700	300,	300	347,	400	418,	600
6	201, 400	243,	400	302,	600	349,	800	421,	000
7	203, 900	245,	100	304,	700	352,	300	423,	200
8	206, 300	246,	900	306,	900	354,	700	425,	500
9	208, 700								
10	211, 100	251,	300	311,	600	359,	800	429,	700
11	213, 500	253,	600	314,	000	362,	400	431,	900
12	215, 800	255,	600	316,	400	365,	200	434,	100
13	217, 900	257,	700	318,	700	367,	800	435,	500
14	219, 800	260,	100	320,	700	369,	500	437,	700
15	221, 500	262,	400	322,	700	371,	700	439,	900
16	223, 300	264,	700	324,	400	373,	900	442,	200
17	225, 300	266,	600	326,	400	375,	600	444,	300
18	226, 700	269,	400	328,	200	377,	600	446,	600
19	228, 000	272,	200	330,	000	379,	600	448,	800
20	229, 400	274,	900	331,	700	381,	400	451,	100
21	230, 900	277,	600	333,	100	383,	200	453,	100
22	232, 700	280,	200	335,	500	384,	700	455,	400
23	234, 500	282,	700	337,	600	385,	900	457,	800
24	236, 100	285,	100	339,	800	387,	100	460,	100
25	237, 900	287,	500	341,	600	388,	200	462,	100
26	240, 000	290,	000	343,	500	389,	900	464,	200
27	242, 000	292,	400	345,	600	391,	600	466,	300
28	244, 000	294,	900	347,	700	393,	300	468,	400
29	245, 800	297,	300	349,	600	395,	000	470,	400
30	247, 700	299,	600	351,	500	396,	600	472,	700
31	249, 700	301,	800	353,	300	398,	000	474,	900
32	251, 700	304,	000	355,	000	399,	300	476,	800
33	253, 600	306,	200	356,	900	400,	900	478,	700
34	255, 000	308,	400	358,	500	402,	500	480,	800
35	256, 300	310,	900	360,	000	404,	000	483,	000
36	257, 600	313,	100	361,	400	405,	700	485,	000
37	258, 900	315,	400	362,	800	406,	800	487,	100
38	260, 200	316,	700	364,	800	408,	300	489,	100
39	261, 500	318,	300	366,	700	409,	800	491,	000
40	262, 900	319,	700	368,	400	411,	000	492,	900
41	264, 600	321,	100	370,	100	411,	900	494,	900
42	266, 200	321,	500	371,	900	413,	500	496,	800
43	267, 600	321,	900	373,	500	415,	000	498,	500
44	269,000	322,	300	374,	900	416,	600	500,	400

45	270, 200	322,	900	376,	600	417,	900	502,	300
46	271, 700	323,	400	378,	300	419,	400	504,	100
47	273, 300	324,	200	379,	800	420,	800	505,	900
48	274, 600	325,	000	381,	300	422,	300	507,	700
49	275, 700	325,	600	382,	800	423,	600	509,	400
50	276, 200	326,	300	384,	400	424,	800	511,	100
51	276, 600	327,	000	385,	900	426,	100	512,	900
52	277, 200	327,	700	387,	500	427,	300	514,	800
53	277, 600	328,	700	388,	600	428,	000	516,	300
54	278, 000	329,	400	390,	100	428,	900	517,	900
55	278, 300	329,	800	391,	500	429,	800	519,	600
56	278, 700	330,	400	393,	100	430,	700	521,	200
57	279, 100	330,	800	394,	400	431,	500	522,	800
58	279, 900	331,	500	395,	800	432,	400	524,	100
59	280, 700	332,	200	397,	100	433,	300	525,	400
60	281, 500	332,	800	398,	400	434,	100	526,	600
61	282, 200	333,	500	399,	600	434,	800	527,	800
62	283, 100	334,	400	401,	000	435,	700	528,	800
63	283, 900	335,	300	402,	400	436,	700	529,	800
64	284, 700	336,	100	403,	800	437,	600	530,	800
65	285, 400	336,	800	404,	800	438,	500	531,	400
66	286, 000	337,	800	405,	900	439,	400	532,	300
67	286, 800	338,	500	406,	900	440,	400	533,	200
68	287, 500	339,	500	408,	000	441,	300	534,	100
69	287, 900	340,	100	408,	900	442,	300	535,	000
70	288,600	341,	000	409,	700	443,	300	535,	800
71	289, 300	341,	900	410,	500	444,	200	536,	500
72	290,000	342,	800	411,	200	445,	200	537,	000
73	290, 700	343,	100	411,	900	446,	200	537,	700
74	291,600	344,	100	412,	800	447,	100	538,	200
75	292, 500	345,	100	413,	600	448,	000	539,	000
76	293, 300	346,	100	414,	300	449,	000	539,	600
77	293, 800	347,	100	414,	900	449,	800	540,	100
78	294, 700	348,	000	415,	400	450,	300	540,	700
79	295, 600	348,	900	415,	800	451,	000	541,	300
80	296, 400	349,	800	416,	200	451,	600	541,	900
81	297, 200	350,	700	416,	500	452,	400	542,	500
82	298, 100	351,	600	416,	900	453,	100		
83	298, 900	352,	500	417,	200	453,	400		
84	299, 700	353, ₁	400	417,	600	454,	000		
85	300, 200	354,	000	417,	900	454,	400		

86	301, 000 354, 600 418, 300 454, 800
87	301, 800 355, 200 418, 700 455, 200
88	302, 600 355, 800 419, 100 455, 500
89	303, 200 356, 300 419, 400 455, 800
90	303, 800 356, 700 419, 800 456, 200
91	304, 400 357, 100 420, 200 456, 600
92	305, 000 357, 500 420, 500 456, 900
93	305, 600 357, 900 420, 800 457, 200
94	306, 200 358, 300 421, 200 457, 600
95	306, 800 358, 800 421, 500 457, 900
96	307, 400 359, 200 421, 800 458, 200
97	307, 900 359, 800 422, 100 458, 500
98	308, 500 360, 300 422, 500 458, 900
99	309, 100 360, 700 422, 800 459, 200
100	309, 700 361, 200 423, 100 459, 500
101	310, 000 361, 600 423, 400 459, 800
102	310, 300 362, 100 423, 800
103	310, 600 362, 400 424, 100
104	310, 900 362, 800 424, 400
105	311, 200 363, 300 424, 700
106	311, 500 363, 700 425, 000
107	311, 800 364, 200 425, 300
108	312, 000 364, 700 425, 600
109	312, 400 365, 100 425, 900
110	312, 700 365, 600 426, 200
111	313, 100 366, 100 426, 500
112	313, 500 366, 500 426, 800
113	313, 800 366, 900 427, 100
114	314, 200 367, 300 427, 400
115	314, 500 367, 800 427, 700
116	314, 800 368, 200 428, 000
117	315, 000 368, 600 428, 200
118	315, 300 369, 000
119	315, 700 369, 500
120	316, 100 369, 900
121	316, 300 370, 200
122	316, 600 370, 600
123	317, 000 371, 100
124	317, 400 371, 400
125	317, 600 371, 800
126	317, 800 372, 300

127	318, 100	372, 800			
128	318, 500	373, 200			
129	318, 700	373, 600			
130	319,000	374, 100			
131	319, 400	374, 600			
132	319,600	375, 100			
133	319, 800	375, 600			
134	320, 100	376, 100			
135	320, 500	376, 600			
136	320, 700	377, 100			
137	320, 900	377, 600			
138	321, 100	378, 100			
139	321, 300	378, 600			
140	321,600	379, 100			
141	322, 000	379, 600			
142	322, 300				
143	322, 600				
144	322, 900				
145	323, 300				
146	323, 600				
147	323, 800				
148	324, 100				
149	324, 500				
150	324, 800				
151	325, 100				
152	325, 300				
153	325, 600				
154	325, 900				
155	326, 200				
156	326, 500				
157	326, 700				
再雇用職員	236, 600	283, 800	294, 800	316, 800	401,000

備考 教授, 准教授, 講師, 助教及び助手に適用する。

イ 教育職本給表(一)その2

号給	本給月額	大学卒業後の経験年数
1	329, 000	0年以上~2年未満
2	370,000	2年以上~7年未満
3	410,000	7年以上~12年未満
4	447, 000	12 年以上~19 年未満
5	483, 000	19 年以上~26 年未満
6	520,000	26 年以上~32 年未満

7 545,000 32 年以上

備考 外国人研究員に適用する。

大学卒業後の経験年数の算出については、別に定める。

口 教育職本給表(二)

号給	1級	2級	3級	4級	
1	177, 200	219, 700	337, 600	418, 700	
2	178, 700	221, 400	339, 600	420, 500	
3	180, 300	222, 900	341,600	422, 300	
4	181, 800	224, 400	343, 600	423, 900	
5	183, 400	226, 100	345, 600	425, 400	
6	185, 300	227, 400	347, 200	426, 900	
7	187, 100	228, 600	348, 800	428, 700	
8	189,000	229, 900	350, 300	430, 500	
9	190, 700	231, 600	351, 800	432, 200	
10	192, 800	233, 300	353, 800	434, 000	
11	194, 800	235, 000	355, 800	435, 900	
12	196, 800	236, 600	357, 700	437, 700	
13	198, 800	238, 100	359, 600	439, 400	
14	200, 900	240, 100	361, 500	441, 300	
15	203, 000	242, 000	363, 300	443, 100	
16	205, 100	243, 900	364, 900	445, 000	
17	207, 300	245, 600	366, 500	446, 700	
18	209, 400	248, 000	368, 300	448, 500	
19	211,600	250, 400	370, 100	450, 300	
20	213, 500	252, 800	371, 900	452, 100	
21	215, 700	255, 200	373, 500	453, 700	
22	217, 300	257, 600	375, 400	455, 400	
23	218, 800	259, 900	377, 100	457, 300	
24	220, 300	262, 100	378, 800	459, 000	
25	221, 800	264, 300	380, 100	460, 700	
26	223, 000	266, 500	381, 900	462, 300	
27	224, 200	268, 900	383, 700	463, 900	
28	225, 500	271, 000	385, 600	465, 400	
29	226, 800	273, 300	387, 400	466, 900	
30	228, 300	275, 600	389, 200	468, 200	
31	229, 900	277, 800	391, 100	469, 500	
32	231, 300	279, 900	393, 000	470, 800	
33	232, 700	282, 000	394, 600	472,000	
34	234, 400	284, 200	396, 300	472, 700	
35	236, 200	286, 300	397, 900	473, 400	
36	237, 700	288, 200	399, 600	474, 100	

37	239, 100	290. 30	00400.	800	474.	700
38	240, 600		_		1. 1,	
39	242, 100		-			
40	243, 600	1				
41	245, 000	1				
42	246, 300		-			
43	247, 500	-				
44	248, 600	1				
45	249, 700	1				
46	250, 900		-			
47	252, 100	1	-			
48	253, 100		-			
49	254, 200	1	-			
50	255, 500		-			
51	256, 700	317, 80	00 421,	000		
52	258, 000		-			
53	259, 100	322, 00	00 424,	200		
54	260, 300	323, 50	00 425,	700		
55	261, 600	325, 00	00 427,	300		
56	262, 600	326, 50	00 428,	900		
57	263, 700	328, 20	00 430,	400		
58	264, 400	330, 20	00 431,	900		
59	265, 400	332, 20	00 433,	100		
60	266, 400	334, 10	00 434,	300		
61	267, 300	335, 90	00 435,	500		
62	268, 100	337, 90	00 436,	800		
63	268, 900	339, 90	00 438,	100		
64	269, 700	341, 80	00 439,	300		
65	270, 800	343, 50	00 440,	500		
66	272, 100	345, 50	00 441,	700		
67	273, 400	347, 50	00 442,	900		
68	274, 700	349, 50	00 444,	100		
69	275, 900	351, 30	00 445,	300		
70	277, 100	353, 20	00 446,	500		
71	278, 300	355, 10	00 447,	700		
72	279, 500	357, 00	00 448,	900		
73	280, 500	358, 60	00 450,	000		
74	281, 500	360, 50	00 450,	600		
75	282, 500	362, 30	00 451,	100		
76	283, 400	1	_			
77	284, 300	366, 00	00 452,	100		

70	005 000007 700
78	285, 200 367, 700
79	286, 100 369, 300
80	287, 000 370, 900
81	287, 800 372, 300
82	288, 900 373, 800
83	289, 900 375, 200
84	290, 900 376, 500
85	291, 900 377, 600
86	292, 900 379, 000
87	293, 900 380, 400
88	294, 900 381, 700
89	296, 000 382, 900
90	297, 100 384, 200
91	298, 200 385, 300
92	299, 200 386, 500
93	299, 700 387, 700
94	300, 700 388, 800
95	301, 800 390, 000
96	303, 000 391, 200
97	304, 000 392, 600
98	305, 100 393, 600
99	306, 100 394, 600
100	307, 100 395, 600
101	307, 900 396, 500
102	309, 000 397, 500
103	310, 000 398, 600
104	311, 000 399, 700
105	311, 600 400, 400
106	312, 500 401, 300
107	313, 300 402, 200
108	314, 100 403, 100
109	314, 800 403, 900
110	315, 200 404, 800
111	315, 600 405, 600
112	316, 100 406, 400
113	316, 600 407, 000
114	317, 000 407, 700
115	317, 500 408, 400
116	317, 900 409, 100
117	318, 400 409, 700
118	318, 900 410, 200

119	319, 300 410, 600	
120	319, 800 411, 000	
121	320, 300 411, 300	
122	320, 700 411, 600	
123	321, 200 411, 900	
124	321, 700 412, 100	
125	322, 300 412, 300	
126	322, 600 412, 600	
127	322, 900 412, 900	
128	323, 200 413, 100	
129	323, 400 413, 300	
130	323, 700 413, 600	
131	324, 000 413, 900	
132	324, 300 414, 100	
133	324, 500 414, 300	
134	324, 700 414, 600	
135	324, 900 414, 900	
136	325, 200 415, 100	
137	325, 500 415, 300	
138	325, 700 415, 600	
139	326, 000 415, 900	
140	326, 300 416, 100	
141	326, 500 416, 300	
142	326, 700 416, 600	
143	327, 000 416, 900	
144	327, 200 417, 100	
145	327, 500 417, 300	
146	327, 700	
147	328, 000	
148	328, 300	
149	328, 500	
150	328, 700	
151	329, 000	
152	329, 300	
153	329, 500	
再雇用職員	235, 000 275, 300 332, 200 416	600
/==	<u>-</u>	_

備考

- (1) 学校教育学類附属の高等学校及び特別支援学校に勤務する校長,教頭,主幹教諭,教諭,養護教諭及び栄養教諭に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である者の本給月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職本給表(三)

<u>ハ</u> 教育職	本給表(<u> </u>		,
号給	1級	2級	3級	4級
1	177, 200	193, 400	303, 200	408, 500
2	178, 700	195, 500	305, 800	410, 000
3	180, 300	197, 600	308, 600	411, 500
4	181,800	199, 800	311,000	412, 900
5	183, 400	201, 900	313, 300	414, 200
6	185, 300	204, 000	315, 400	415, 600
7	187, 100	206, 100	317, 500	417, 000
8	189,000	208, 200	319, 600	418, 400
9	190, 700	210, 400	321,600	419, 800
10	192, 800	212, 800	323, 800	421, 200
11	194, 800	215, 100	326, 100	422, 600
12	196, 800	217, 300	328, 400	423, 900
13	198, 800	219, 700	330, 600	425, 200
14	200, 900	221, 400	332, 400	426, 600
15	203, 000	222, 900	334, 200	428, 000
16	205, 100	224, 400	335, 900	429, 400
17	207, 300	226, 100	337, 600	430, 600
18	209, 400	227, 400	339, 600	431, 900
19	211,600	228, 600	341,600	433, 100
20	213, 500	229, 900	343, 600	434, 400
21	215, 700	231, 600	345, 600	435, 500
22	217, 300	233, 300	347, 200	436, 700
23	218, 800	235, 000	348, 800	438, 000
24	220, 300	236, 600	350, 300	439, 300
25	221, 800	238, 100	351, 800	440, 600
26	222, 900	240, 100	353, 600	441, 800
27	224, 000	242, 000	355, 300	442, 800
28	225, 200	243, 900	357, 000	443, 900
29	226, 700	245, 600	358, 600	445, 100
30	228, 200	248, 000	360, 200	445, 900
31	229, 700	250, 400	361, 800	446, 700
32	231, 200	252, 800	363, 300	447, 600
33	232, 500	255, 200	364, 600	448, 500
34	234, 100	257, 600	366, 100	449, 000
35	235, 800	259, 900	367, 600	449, 500
36	237, 200	262, 100	369, 300	450, 000
37	238, 500	264, 300	371,000	450, 500
38	239, 900	266, 500	372, 500	
39	241, 300	268, 900	373, 800	

40	242, 700 271, 000 375, 200
41	244, 000 273, 300 376, 300
42	245, 300 275, 600 377, 700
43	246, 500 277, 800 379, 100
44	247, 800 279, 900 380, 600
45	249, 100 282, 000 382, 000
46	250, 400 284, 200 383, 600
47	251, 600 286, 300 385, 100
48	252, 700 288, 200 386, 600
49	253, 800 290, 300 387, 900
50	255, 100 292, 000 389, 400
51	256, 400 293, 800 390, 800
52	257, 400 295, 500 392, 100
53	258, 500 296, 800 393, 300
54	259, 900 298, 800 394, 600
55	260, 900 300, 700 395, 700
56	261, 900 302, 700 396, 800
57	262, 900 304, 700 398, 000
58	263, 900 306, 800 399, 200
59	264, 900 309, 000 400, 400
60	265, 900 311, 200 401, 600
61	266, 800 313, 300 402, 700
62	267, 500 315, 600 403, 700
63	268, 200 317, 800 405, 000
64	268, 800 319, 900 406, 200
65	269, 500 322, 000 407, 400
66	270, 700 323, 500 408, 500
67	271, 800 325, 000 409, 600
68	272, 900 326, 500 410, 700
69	274, 200 328, 200 411, 700
70	275, 600 330, 200 412, 900
71	276, 800 332, 200 414, 100
72	278, 000 334, 100 415, 300
73	278, 800 335, 900 415, 900
74	279, 700 337, 900 416, 700
75	280, 700 339, 800 417, 400
76	281, 700 341, 700 417, 900
77	282, 600 343, 400 418, 200
78	283, 600 345, 200 418, 600
79	284, 700 346, 900 419, 000
80	285, 500 348, 600 419, 400

81	286, 300 350, 400 419, 700
82	287, 100 352, 100 420, 100
83	287, 900 353, 500 420, 500
84	288, 700 355, 100 420, 800
85	289, 600 356, 300 421, 100
86	290, 400 357, 900 421, 500
87	291, 100 359, 400 421, 900
88	291, 900 360, 900 422, 200
89	292, 800 362, 200 422, 500
90	293, 700 363, 500 422, 800
91	294, 600 364, 800 423, 100
92	295, 300 366, 200 423, 300
93	295, 600 367, 600 423, 500
94	296, 300 368, 900
95	297, 000 370, 100
96	297, 700 371, 200
97	298, 400 372, 200
98	299, 200 373, 200
99	300, 000 374, 200
100	300, 700 375, 100
101	301, 400 375, 900
102	301, 800 376, 900
103	302, 200 377, 800
104	302, 600 378, 700
105	302, 800 379, 500
106	303, 100 380, 400
107	303, 400 381, 300
108	303, 600 382, 200
109	303, 800 383, 000
110	304, 000 384, 000
111	304, 300 384, 900
112	304, 600 385, 800
113	304, 800 386, 400
114	305, 000 387, 300
115	305, 200 388, 200
116	305, 500 389, 100
117	305, 800 389, 900
118	306, 000 390, 600
119	306, 300 391, 400
120	306, 600 392, 200
121	306, 800 392, 800

	ı			ı
122	307, 000	393, 600		
123	307, 200	394, 300		
124	307, 500	395, 000		
125	307, 800	395, 600		
126		396, 300		
127		396, 800		
128		397, 400		
129		398, 100		
130		398, 700		
131		399, 200		
132		399, 700		
133		400,000		
134		400, 300		
135		400, 600		
136		400, 900		
137		401, 200		
138		401, 500		
139		401, 800		
140		402, 100		
141		402, 400		
142		402, 700		
143		403, 000		
144		403, 300		
145		403, 500		
146		403, 800		
147		404, 100		
148		404, 300		
149		404, 500		
150		404, 800		
151		405, 100		
152		405, 300		
153		405, 500		
154		405, 800		
155		406, 100		
156		406, 300		
157		406, 500		
再雇用職員	226, 200	272, 100	325, 500	406, 600
1-11s -1ss				_

備考

(1) 学校教育学類附属の幼稚園,小学校及び中学校に勤務する校長,園長,教頭,主幹教諭,教諭及び養護教諭に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である者の本給月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(3) 医療職本給表

イ 医療職本給表(一)

	本	77 0	√π	4 477	F 477	0 VII	F 477	0 /17
号給	1級 2系	-	級	4級	5級	6級	7級	8級
1	167, 200 202,			,		ŕ	,	
2	168, 600 204,	-						
3	170,000 205,	900 238,	700	261, 100	291, 200	334, 300	378, 600	443, 700
4	171, 400 207,	300 239,	900	262, 200	293, 100	336, 200	381, 200	446, 300
5	172, 700 208,	800 241,	100	263, 400	294, 900	338,000	383, 500	448, 700
6	174, 500 210,	000 242,	300	264, 600	296, 900	340,000	386, 200	451, 200
7	176, 200 211,	200 243,	400	265, 700	298, 700	342,000	388, 800	453, 700
8	177, 800 212,	400 244,	500	266, 700	300, 600	344, 000	391, 500	456, 200
9	179, 400 213,	800 245,	400	267, 800	302, 400	345, 800	393, 600	458, 600
10	181, 100 215,	300 246,	500	268, 500	304, 000	347, 900	395, 800	461,000
11	182, 700 216,	800 247,	800	269, 200	305, 500	349, 900	398, 000	463, 600
12	184, 600 218,	300 248,	900	270, 000	307, 100	351, 900	400, 200	466, 000
13	186, 000 219,	700 250,	200	271, 000	308, 800	353, 400	402, 200	468, 500
14	187, 800 221,	200 251,	400	272, 000	310, 700	355, 400	404, 200	470,000
15	189, 800 222,	700 252,	600	273, 000	312, 700	357, 300	406, 200	471, 300
16	191, 600 224,	200 253,	800	274, 100	314, 500	359, 300	408, 200	472, 600
17	193, 500 225,	500 254,	600	275, 300	316, 300	361, 100	410,000	473, 800
18	194, 700 226,	800 255,	800	276, 800	318, 200	363, 100	411, 900	475, 100
19	196, 200 228,	200 256,	900	278, 400	320, 100	365, 100	413, 800	476, 400
20	197, 600 229,	500 258,	000	280, 000	321, 900	367,000	415, 600	477, 700
21	198, 800 230,	600 259,	200	281, 500	323, 700	368, 700	417, 400	478, 900
22	200, 300 231,	700 260,	000	283, 100	325, 600	370, 700	419,000	480, 300
23	201, 700 232,	800 260,	800	284, 700	327, 400	372, 700	420, 600	481, 700
24	203, 000 233,	900 261,	600	286, 300	329, 300	374, 700	422, 100	482, 900
25	204, 600 235,	000 262,	500	287, 900	331, 000	376, 100	423, 600	484, 300
26	205, 600 236,	200 263,	500	289, 400	332, 900	377, 900	424, 900	485, 600
27	206, 700 237,	400 264,	500	290, 900	334, 800	379, 700	426, 200	487, 000
28	207, 800 238,	500 265,	500	292, 500	336, 600	381, 400	427, 500	488, 400
29	209, 000 239,	500 266,	700	293, 800	337, 900	383, 100	428, 800	489, 800
30	210, 100 240,	800 268,	200	295, 300	339, 700	384, 600	430, 000	490, 900
31	211, 200 242,	200 269,	700	296, 800	341, 400	386, 100	431, 200	492,000
32	212, 300 243,	400 271,	000	298, 300	343, 200	387, 600	432, 300	493, 100
33	213, 700 244,	400 272,	200	299, 800	344, 900	388, 900	433, 500	494, 200
34	215, 000 245,	700 273,	800	301, 400	346, 700	390, 200	434, 700	495, 100
35	216, 300 246,	600 275,	300	303, 000	348, 500	391, 500	435, 900	496, 000
36	217, 500 247,	800 276,	800	304, 600	350, 300	392, 600	437, 100	496, 900
L	1			L		·		

37	218.	500	249	000	278.	100	305.	900	351.	900	393.	700	438.	400	497, 90
38	-								353,		-				
39	-								355,		-				
40							ŕ		356,						
41									358,						
42	223,	200	253,	800	284,	600	313,	700	359,	100	398,	600	441,	200	
43	224,	000	254,	600	286,	000	315,	300	360,	300	399,	400	441,	600	
44	224,	900	255,	400	287,	300	316,	800	361,	500	400,	200	442,	000	
45	225,	800	256,	200	288,	600	317,	700	362,	500	400,	600	442,	400	
46	226,	700	257,	400	290,	200	319,	100	363,	300	401,	200	442,	800	
47	227,	600	258,	600	291,	700	320,	600	364,	300	401,	700	443,	200	
48	228,	500	259,	700	293,	100	322,	200	365,	400	402,	100	443,	500	
49	229,	200	261,	000	294,	300	323,	600	366,	400	402,	500	443,	800	
50	230,	100	262,	300	295,	800	324,	900	367,	400	402,	800	444,	200	
51	231,	000	263,	400	297,	100	326,	100	368,	400	403,	100	444,	500	
52	231,	800	264,	400	298,	600	327,	300	369,	300	403,	400	444,	800	
53	232,	100	265,	400	299,	900	328,	300	370,	100	403,	700	445,	100	
54	232,	900	266,	500	301,	300	329,	300	370,	900	404,	000			
55	233,	500	267,	600	302,	700	330,	300	371,	800	404,	300			
56	234,	200	268,	700	304,	000	331,	200	372,	600	404,	600			
57	234,	800	269,	400	305,	000	331,	700	373,	100	404,	900			
58	235,	400	270,	500	306,	200	332,	600	373,	900	405,	200			
59	235,	900	271,	600	307,	400	333,	400	374,	700	405,	500			
60	236,	400	272,	500	308,	800	334,	300	375,	500	405,	900			
61	237,	000	273,	300	310,	100	335,	000	375,	900	406,	100			
62	237,	500	274,	300	311,	300	335,	300	376,	600	406,	400			
63	238,	000	275,	200	312,	500	335,	800	377,	300	406,	700			
64	238,	600	276,	100	313,	700	336,	400	377,	900	407,	000			
65	239,	100	276,	900	315,	000	337,	000	378,	300	407,	200			
66	239,	600	277,	900	315,	800	337,	700	378,	900					
67	240,	200	278,	800	316,	500	338,	400	379,	600					
68	240,	700	279,	700	317,	200	339,	000	380,	200					
69	241,	200	280,	600	317,	800	339,	700	380,	600					
70	241,	700	281,	600	318,	500	340,	200	381,	100					
71	242,	100	282,	700	319,	200	340,	800	381,	600					
72	242,	600	283,	700	319,	800	341,	400	382,	100					
73	243,	100	284,	300	320,	400	341,	700	382,	700					
74	243,	600	284,	800	320,	600	342,	300	383,	200					
75									383,						
76									384,						
77	244,	900	286,	900	322,	200	343,	800	384,	900					

78	245, 2	200	287	500	322	700	344	300	385	400						
79	245,															
80	245,															
81	245, 9															
82	246, 2		-													
83	246, 5						-									
84	246,															
85	246, 9						ŕ									
86	,		-		326,											
87					326,											
88			291,	100	327,	000	347,	900								
89			291,	500	327,	400	348,	300								
90			291,	700	327,	800	348,	600								
91			291,	900	328,	200	349,	000								
92			292,	100	328,	600	349,	300								
93			292,	500	328,	900	349,	700								
94			292,	700	329,	100	350,	000								
95			292,	900	329,	500	350,	300								
96			293,	200	329,	800	350,	600								
97			293,	500	330,	000	350,	900								
98			293,	700	330,	300	351,	300								
99			293,	900	330,	600	351,	700								
100			294,	200	330,	900	352,	100								
101			294,	500	331,	100	352,	600								
102			294,	700	331,	400	353,	000								
103			294,	900	331,	800	353,	400								
104			295,	200	332,	000	353,	800								
105			295,	500	332,	200	354,	300								
106					332,	400										
107					332,	800										
108					333,	000										
109					333,	200										
110					333,	600										
111					334,	000										
112					334,	400										
113					334,	600										
再雇用職員	189,	700	216,	300	244,	500	257,	900	283,	100	323,	900	366, 2	200	427,	900

備考 薬剤師,栄養士,診療放射線技師,臨床検査技師,衛生検査技師,病理細菌技術職員,臨床工学技士,視能訓練士,理学療法士,作業療法士,言語聴覚士,救急救命士及びその他医療技術職員に適用する。

口 医療職本給表(二)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	183, 500	211,000	253, 600	272, 400	293, 800	332, 800	376, 100
2	184, 900	212, 900	255, 000	273, 300	295, 300	334, 800	378, 700
3	186, 400	214, 900	256, 500	274, 100	296, 900	336, 800	381, 400
4	187, 800	216, 800	257, 900	274, 900	298, 500	338, 800	384, 000
5	189, 300	218, 800	259, 100	275, 400	299, 800	340, 800	386, 200
6	190, 800	220,600	259, 900	276, 300	301, 500	342, 900	388, 400
7	192, 300	222, 400	260, 700	277, 000	303, 100	344, 900	390, 700
8	193, 800	224, 100	261, 400	277, 900	304, 700	346, 900	393, 000
9	195, 000	225, 800	262, 100	278, 800	306, 300	348, 400	394, 900
10	196, 700	227, 200	262, 800	279, 400	307, 700	350, 400	397, 000
11	198, 300	228, 500	263, 600	280, 300	308, 900	352, 300	399, 200
12	199, 800	229, 400	264, 300	281, 200	310, 200	354, 300	401, 400
13	201, 200	230, 800	265, 100	282, 100	311, 400	356, 200	403, 300
14	203, 200	231, 800	266, 000	283, 000	313, 000	358, 200	405, 300
15	205, 300	232, 800	266, 800	283, 900	314, 600	360, 200	407, 400
16	207, 300	233, 700	267, 700	284, 800	316, 200	362, 200	409, 400
17	209, 300	234, 800	268, 200	285, 800	317, 700	364, 100	411, 400
18	211, 300	236, 200	269, 000	286, 800	319, 200	366, 100	413, 600
19	213, 400	237, 600	269, 800	287, 800	320, 700	368, 200	415, 800
20	215, 400	238, 700	270, 600	288, 900	322, 100	370, 200	417, 900
21	217, 300	239, 800	271, 300	290, 200	323, 500	371, 900	419, 800
22	219,000	241, 400	272, 000	291, 600	324, 900	374, 000	421, 700
23	220, 700	243, 100	272, 700	292, 800	326, 400	376, 100	423, 500
24	222, 400	244, 500	273, 500	294, 000	327, 800	378, 100	425, 400
25	223, 700	245, 700	274, 300	295, 100	329, 200	380,000	427, 100
26	225, 000	247, 000	275, 000	296, 500	330, 600	381,600	428, 700
27	226, 100	248, 400	275, 800	297, 900	332, 000	383, 400	430, 400
28	227, 100	249, 700	276, 600	299, 300	333, 400	385, 200	432, 000
29	228, 200	251, 100	277, 600	300, 300	334, 500	386, 900	433, 300
30	229,000	252, 100	278, 700	301, 600	336, 000	388, 600	434, 600
31	229, 800	252, 900	280, 100	302, 900	337, 400	390, 500	436, 200
32	230, 500	253, 600	281, 300	304, 100	338, 900	392, 200	437, 700
33	231,600	254, 400	282, 500	305, 300	340, 400	393, 900	439, 400
34	232, 800	255, 300	283, 800	306, 700	341, 900	395, 600	441,000
35	233, 900	256, 200	284, 900	308, 100	343, 400	397, 400	442, 400
36	234, 900	256, 900	286, 100	309, 500	344, 900	399, 100	443, 800
37	235, 900	257, 600	287, 500	310, 800	346, 500	400, 700	444, 900
38	237, 200	258, 500	288, 600	312, 100	348, 100	402, 400	446, 200
39	238, 500	259, 400	289, 700	313, 500	349, 600	404, 200	447, 500
40	239, 700	260, 300	290, 700	314, 900	351, 100	406, 000	448, 900

41	240, 500	260, 700	291, 700	316, 400	352, 300	407, 500	449, 900
42		-					450, 600
43							451, 400
44							452, 000
45							452, 900
46							453, 600
47		-			-	-	454, 400
48							455, 200
49							455, 900
50							456, 600
51	249, 800	268, 000	303, 700	329, 300	365, 800	419, 900	457, 300
52	250, 600	268, 900	305, 000	330, 600	367, 100	421,000	458, 100
53	251, 200	269, 800	306, 400	331, 900	368, 600	422, 200	458, 900
54	252, 100	270, 900	307, 700	333, 200	369, 800	423, 200	459, 700
55	253, 000	272, 000	309, 000	334, 500	370, 900	424, 300	460, 400
56	253, 800	273, 200	310, 200	335, 800	372, 100	425, 400	461, 100
57	254, 500	274, 400	311, 000	336, 700	373, 200	426, 500	461, 900
58	255, 400	275, 800	312, 200	338, 000	374, 100	427, 000	
59	256, 000	277, 100	313, 400	339, 200	375, 100	427, 600	
60	256, 800	278, 400	314, 800	340, 500	376, 000	428, 000	
61	257, 500	279, 600	315, 900	341, 500	376, 600	428, 600	
62	258, 200	280, 800	317, 200	342, 400	377, 400	429, 100	
63	258, 900	281, 900	318, 400	343, 500	378, 200	429, 500	
64	259, 600	283, 000	319, 600	344, 700	379, 000	430, 000	
65	260, 200	284, 000	320, 800	345, 800	379, 700	430, 500	
66	260, 900	285, 200	322, 100	347, 000	380, 400	430, 900	
67	261, 500	286, 400	323, 300	348, 200	381, 200	431, 200	
68	262, 100	287, 400	324, 500	349, 200	381, 900	431, 500	
69	262, 700	288, 400	325, 200	350, 200	382, 500	431, 900	
70	263, 300	289, 800	326, 300	351, 200	383, 100		
71	264, 100	291, 100	327, 400	352, 300	383, 800		
72	264, 900	292, 300	328, 300	353, 400	384, 400		
73	266, 100	293, 300	329, 400	354, 200	385, 100		
74	267, 200	294, 600	330, 100	355, 300	385, 600		
75	268, 200	295, 800	331, 200	356, 400	386, 200		
76	269, 200	297, 000	332, 300	357, 400	386, 700		
77	270, 100	298, 300	333, 400	358, 100	387, 100		
78	271,000	299, 500	334, 600	358, 900	387, 700		
79	271, 900	300, 700	335, 700	359, 700	388, 200		
80	272, 800	301, 900	336, 800	360, 400	388, 500		
81	273, 600	302, 400	337, 900	361,000	388, 800		

00	074 500000 000000 000001 5000	200, 200
82	274, 500 303, 600 339, 000 361, 500 3	<u> </u>
83	275, 400 304, 700 340, 000 362, 100 3	
84	276, 000 305, 800 341, 100 362, 600 3	
85	276, 700 306, 900 342, 000 363, 200 3	
86	277, 400 308, 100 343, 000 363, 700 3	
87	278, 100 309, 300 343, 900 364, 300 3	
88	278, 800 310, 400 344, 900 364, 800 3	391, 700
89	279, 600 311, 500 345, 800 365, 200 3	392, 000
90	280, 400 312, 700 346, 600 365, 600 3	392, 400
91	281, 200 313, 900 347, 400 366, 200 3	392, 900
92	282, 000 315, 000 348, 200 366, 700 3	393, 300
93	282, 800 315, 800 348, 800 367, 000 3	393, 700
94	283, 800 316, 500 349, 400 367, 500	
95	284, 700 317, 200 350, 100 367, 900	
96	285, 600 317, 800 350, 700 368, 200	
97	286, 200 318, 300 351, 100 368, 800	
98	286, 800 318, 600 351, 500 369, 300	
99	287, 400 319, 200 352, 000 369, 800	
100	288, 300 319, 800 352, 400 370, 300	
101	289, 100 320, 200 352, 900 370, 900	
102	289, 900 320, 800 353, 300 371, 400	
103	290, 700 321, 400 353, 800 371, 900	
104	291, 500 321, 900 354, 200 372, 300	
105	292, 100 322, 300 354, 500 372, 900	
106	292, 600 322, 800 355, 000 373, 400	
107	293, 100 323, 300 355, 400 373, 900	
108	293, 500 323, 800 355, 700 374, 400	
109	293, 700 324, 200 356, 200 375, 000	
110	294, 000 324, 600 356, 700 375, 400	
111	294, 200 324, 900 357, 200 375, 900	
112	294, 500 325, 200 357, 700 376, 400	
113	294, 800 325, 500 358, 200 377, 000	
114	295, 000 325, 900 358, 700	
115	295, 300 326, 300 359, 200	
116	295, 500 326, 600 359, 600	
117	295, 800 326, 800 360, 000	
118	296, 100 327, 100 360, 400	
119	296, 400 327, 500 360, 900	
120	296, 700 327, 700 361, 400	
121	297, 000 327, 900 361, 800	
122	297, 400 328, 200 362, 300	

123 297, 700 328, 500 362, 800 124 298, 100 328, 800 363, 300 125 298, 300 329, 000 363, 600 126 298, 500 329, 300 127 298, 800 329, 700 128 299, 200 329, 900 129 299, 400 330, 100 130 299, 700 330, 300 131 300, 100 330, 700 132 300, 500 330, 900 133 300, 700 331, 200 134 301, 000 331, 600 135 301, 400 332, 000 136 301, 700 332, 400 137 301, 900 332, 700 138 302, 200 333, 100 139 302, 600 333, 500 140 302, 900 333, 900 141 303, 500 334, 600 143 303, 500 334, 600 144 304, 200 335, 300 145 304, 400 335, 600 146 304, 600 336, 000 147 304, 900 336, 400 148 305, 300 336, 800			1	1	
125 298, 300 329, 000 363, 600 126 298, 500 329, 300 127 298, 800 329, 700 128 299, 200 329, 900 129 299, 400 330, 100 130 299, 700 330, 300 131 300, 100 330, 700 132 300, 500 330, 900 133 300, 700 331, 200 134 301, 000 331, 600 135 301, 400 332, 000 136 301, 700 332, 400 137 301, 900 332, 700 138 302, 200 333, 100 139 302, 600 333, 500 140 302, 900 333, 900 141 303, 500 334, 600 142 303, 500 334, 900 144 304, 200 335, 300 145 304, 400 335, 600 146 304, 600 336, 000 147 304, 900 336, 400 148 305, 300 336, 800	23	297, 700 328, 50	362, 800		
126 298, 500 329, 300 127 298, 800 329, 700 128 299, 200 329, 900 129 299, 400 330, 100 130 299, 700 330, 300 131 300, 100 330, 700 132 300, 500 330, 900 133 301, 700 331, 200 134 301, 000 331, 600 135 301, 400 332, 400 136 301, 700 332, 400 137 301, 900 332, 700 138 302, 200 333, 100 139 302, 600 333, 500 140 302, 900 333, 900 141 303, 500 334, 600 142 303, 500 334, 600 143 303, 900 334, 900 144 304, 200 335, 300 145 304, 400 335, 600 146 304, 600 336, 400 147 304, 900 336, 400 148 305, 300 336, 800	24	298, 100 328, 80	363, 300		
127 298, 800 329, 700 128 299, 200 329, 900 129 299, 400 330, 300 130 299, 700 330, 300 131 300, 100 330, 700 132 300, 500 330, 900 133 300, 700 331, 200 134 301, 000 331, 600 135 301, 400 332, 000 136 301, 700 332, 400 137 301, 900 332, 700 138 302, 200 333, 100 139 302, 600 333, 500 140 302, 900 333, 900 141 303, 100 334, 200 142 303, 500 334, 600 143 303, 900 334, 900 144 304, 200 335, 300 145 304, 400 335, 600 146 304, 600 336, 400 147 304, 900 336, 400 148 305, 300 336, 800	25	298, 300 329, 00	363, 600		
128 299, 200 329, 900 129 299, 400 330, 100 130 299, 700 330, 300 131 300, 100 330, 700 132 300, 500 330, 900 133 300, 700 331, 200 134 301, 000 331, 600 135 301, 400 332, 000 136 301, 700 332, 400 137 301, 900 332, 700 138 302, 200 333, 100 139 302, 600 333, 500 140 302, 900 333, 900 141 303, 100 334, 200 142 303, 500 334, 600 143 303, 900 334, 900 144 304, 200 335, 300 145 304, 400 335, 600 146 304, 600 336, 400 147 304, 900 336, 400 148 305, 300 336, 800	26	298, 500 329, 30)		
129 299, 400 330, 100 130 299, 700 330, 300 131 300, 100 330, 700 132 300, 500 330, 900 133 300, 700 331, 200 134 301, 000 331, 600 135 301, 400 332, 000 136 301, 700 332, 400 137 301, 900 332, 700 138 302, 200 333, 100 139 302, 600 333, 500 140 302, 900 333, 900 141 303, 100 334, 200 142 303, 500 334, 600 143 303, 900 334, 900 144 304, 200 335, 300 145 304, 400 335, 600 146 304, 600 336, 000 147 304, 900 336, 400 148 305, 300 336, 800	27	298, 800 329, 70)		
130 299, 700 330, 300 131 300, 100 330, 700 132 300, 500 330, 900 133 300, 700 331, 200 134 301, 000 331, 600 135 301, 400 332, 000 136 301, 700 332, 400 137 301, 900 332, 700 138 302, 200 333, 100 139 302, 600 333, 500 140 302, 900 333, 900 141 303, 100 334, 200 142 303, 500 334, 600 143 303, 900 334, 900 144 304, 200 335, 300 145 304, 400 335, 600 146 304, 600 336, 000 147 304, 900 336, 400 148 305, 300 336, 800	28	299, 200 329, 90)		
131 300, 100 330, 700 132 300, 500 330, 900 133 300, 700 331, 200 134 301, 000 331, 600 135 301, 400 332, 400 136 301, 700 332, 400 137 301, 900 332, 700 138 302, 200 333, 100 139 302, 600 333, 500 140 302, 900 333, 900 141 303, 100 334, 200 142 303, 500 334, 600 143 303, 900 334, 900 144 304, 200 335, 300 145 304, 400 335, 600 146 304, 600 336, 000 147 304, 900 336, 400 148 305, 300 336, 800	29	299, 400 330, 10)		
132 300, 500 330, 900 133 300, 700 331, 200 134 301, 000 331, 600 135 301, 400 332, 000 136 301, 700 332, 400 137 301, 900 332, 700 138 302, 200 333, 100 139 302, 600 333, 500 140 302, 900 333, 900 141 303, 100 334, 200 142 303, 500 334, 600 143 303, 900 334, 900 144 304, 200 335, 300 145 304, 400 335, 600 146 304, 600 336, 000 147 304, 900 336, 400 148 305, 300 336, 800	30	299, 700 330, 30)		
133 300, 700 331, 200 134 301, 000 331, 600 135 301, 400 332, 000 136 301, 700 332, 400 137 301, 900 332, 700 138 302, 200 333, 100 139 302, 600 333, 500 140 302, 900 333, 900 141 303, 100 334, 200 142 303, 500 334, 600 143 303, 900 334, 900 144 304, 200 335, 300 145 304, 400 335, 600 146 304, 600 336, 000 147 304, 900 336, 400 148 305, 300 336, 800	31	300, 100 330, 70	O		
134 301, 000 331, 600 135 301, 400 332, 000 136 301, 700 332, 400 137 301, 900 332, 700 138 302, 200 333, 100 139 302, 600 333, 500 140 302, 900 333, 900 141 303, 100 334, 200 142 303, 500 334, 600 143 303, 900 334, 900 144 304, 200 335, 300 145 304, 400 335, 600 146 304, 600 336, 000 147 304, 900 336, 400 148 305, 300 336, 800	32	300, 500 330, 90	O		
135 301, 400 332, 000 136 301, 700 332, 400 137 301, 900 332, 700 138 302, 200 333, 100 139 302, 600 333, 500 140 302, 900 333, 900 141 303, 100 334, 200 142 303, 500 334, 600 143 303, 900 334, 900 144 304, 200 335, 300 145 304, 400 335, 600 146 304, 600 336, 000 147 304, 900 336, 400 148 305, 300 336, 800	33	300, 700 331, 20)		
136 301, 700 332, 400 137 301, 900 332, 700 138 302, 200 333, 100 139 302, 600 333, 500 140 302, 900 333, 900 141 303, 100 334, 200 142 303, 500 334, 600 143 303, 900 334, 900 144 304, 200 335, 300 145 304, 400 335, 600 146 304, 600 336, 000 147 304, 900 336, 400 148 305, 300 336, 800	34	301, 000 331, 60)		
137 301, 900 332, 700 138 302, 200 333, 100 139 302, 600 333, 500 140 302, 900 333, 900 141 303, 100 334, 200 142 303, 500 334, 600 143 303, 900 334, 900 144 304, 200 335, 300 145 304, 400 335, 600 146 304, 600 336, 000 147 304, 900 336, 400 148 305, 300 336, 800	35	301, 400 332, 00)		
138 302, 200 333, 100 139 302, 600 333, 500 140 302, 900 333, 900 141 303, 100 334, 200 142 303, 500 334, 600 143 303, 900 334, 900 144 304, 200 335, 300 145 304, 400 335, 600 146 304, 600 336, 000 147 304, 900 336, 400 148 305, 300 336, 800	36	301, 700 332, 40)		
139 302, 600 333, 500 140 302, 900 333, 900 141 303, 100 334, 200 142 303, 500 334, 600 143 303, 900 334, 900 144 304, 200 335, 300 145 304, 400 335, 600 146 304, 600 336, 000 147 304, 900 336, 400 148 305, 300 336, 800	37	301, 900 332, 70)		
140 302, 900 333, 900 141 303, 100 334, 200 142 303, 500 334, 600 143 303, 900 334, 900 144 304, 200 335, 300 145 304, 400 335, 600 146 304, 600 336, 000 147 304, 900 336, 400 148 305, 300 336, 800	38	302, 200 333, 10)		
141 303, 100 334, 200 142 303, 500 334, 600 143 303, 900 334, 900 144 304, 200 335, 300 145 304, 400 335, 600 146 304, 600 336, 000 147 304, 900 336, 400 148 305, 300 336, 800	39	302, 600 333, 500)		
142 303, 500 334, 600 143 303, 900 334, 900 144 304, 200 335, 300 145 304, 400 335, 600 146 304, 600 336, 000 147 304, 900 336, 400 148 305, 300 336, 800	40	302, 900 333, 90)		
143 303, 900 334, 900 144 304, 200 335, 300 145 304, 400 335, 600 146 304, 600 336, 000 147 304, 900 336, 400 148 305, 300 336, 800	11	303, 100 334, 20)		
144 304, 200 335, 300 145 304, 400 335, 600 146 304, 600 336, 000 147 304, 900 336, 400 148 305, 300 336, 800	12	303, 500 334, 60)		
145 304, 400 335, 600 146 304, 600 336, 000 147 304, 900 336, 400 148 305, 300 336, 800	13	303, 900 334, 90)		
146 304, 600 336, 000 147 304, 900 336, 400 148 305, 300 336, 800	14	304, 200 335, 30)		
147 304, 900 336, 400 148 305, 300 336, 800	15	304, 400 335, 60	O		
148 305, 300 336, 800	16	304, 600 336, 00	O		
	17	304, 900 336, 40)		
1.10	18	305, 300 336, 80	O		
149 305, 500 337, 100	19	305, 500 337, 10)		
150 305, 700 337, 500	50	305, 700 337, 50	O		
151 306, 000 337, 900	51	306, 000 337, 90)		
152 306, 300 338, 300	52	306, 300 338, 30)		
153 306, 700 338, 600	53	306, 700 338, 60)		
154 306, 900	54	306, 900			
155 307, 100	55	307, 100			
156 307, 400	56	307, 400			
157 307, 700	57	307, 700			
158 308, 000	58	308, 000			
159 308, 300	59	308, 300			
160 308, 600	60	308, 600			
161 309, 000	31	309, 000			
162 309, 300	52	309, 300			
163 309, 600	53	309, 600			

164	309, 900						
165	310, 300						
166	310,600						
167	310, 900						
168	311, 200						
169	311,600						
再雇用職員	236, 100	256, 400	263, 600	273, 800	290, 100	327, 300	371, 800

備考保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第2(第6条関係)

初任給基準表

(1) 一般職本給表(一)初任給基準表

	選考	学歴免許等	初任給
採用試験	国立大学法人等職員採用試験,本学独自で行う採用試験又は国家公務員採用一般職試験(大卒)	大学卒	1級25号給
	国家公務員採用一般職試験(高卒)	高校卒	1級5号給
その他		高校卒	1級1号給

備考 「本学独自で行う採用試験」とは、国立大学法人等職員採用試験と同等の選考過程により実施される試験とする。

(2) 一般職本給表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
技能職員	高校卒	1級17号給
	中学卒	1級9号給

(3) 教育職本給表(一)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助教	博士課程修了(大学6卒後の4年の課程に限る。)	2級37号給
助手	博士課程修了	2級31号給
	修士課程修了	2級13号給
	専門職学位課程修了	
	大学6卒	
	大学卒	2級1号給

(4) 教育職本給表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭	博士課程修了	2級31号給
主幹教諭	修士課程修了	2級13号給
養護教諭	大学卒	2級1号給
栄養教諭	短大卒	1級9号給

(5) 教育職本給表(三)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭	博士課程修了	2級43号給

主幹教諭	修士課程修了	2級25号給
養護教諭	大学卒	2級13号給
	短大卒	2級1号給

(6) 医療職本給表(一)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学6卒	2級15号給
	大学卒	2級1号給
栄養士	大学卒	2級1号給
	短大卒	1級11号給
診療放射線技師	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
臨床検査技師	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
衛生検査技師	大学卒	2級1号給
	短大卒	1級11号給
臨床工学技士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
視能訓練士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
理学療法士	大学卒	2級1号給
作業療法士	短大3卒	1級17号給
言語聴覚士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
歯科衛生士	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
	高校4卒	1級7号給
歯科技工士	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
	大学卒	2級1号給
救急救命士	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
その他	高校卒	1級1号給

(7) 医療職本給表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助産師	大学卒	2級11号給
保健師	短大3卒	2級5号給
看護師	短大3卒	2級5号給
	短大2卒	2級1号給
准看護師	准看護師養成所卒	1級1号給

別表第4(第9条関係)

昇給号給数表

(1) 教育職本給表(一)

昇給区分	A(勤務成績が 極めて良好な 職員)				E(勤務成績が 良好でない職 員)
特定職員(55 歳未満 の者)	8	6	3	2	0
一般職員(特定職員 以外の職員で55歳 未満の者)	8	6	4	2	0
55 歳以上 60 歳未満 の職員	4	3	2	1	0
60 歳以上の職員	2	1	0	0	0

- 備考 表中の「55 歳未満」及び「60 歳未満」とは、当該年齢の誕生日が昇給日後のもの
 - を,「55歳以上」及び「60歳以上」とは、当該年齢の誕生日が昇給日以前のものをい
 - う。(以下の(2)及び(3)の年齢において準用する。)
- (2) 教育職本給表(一)以外(一般職本給表(二)を除く。)

	A(勤務成績が 極めて良好な 職員)				E(勤務成績が 良好でない職 員)
特定職員(55 歳未満 の者)	8	6	3	2	0
一般職員(特定職員 以外の職員で55歳 未満の者)	8	6	4	2	0
55 歳以上 57 歳未満 の職員	4	3	2	1	0
57 歳以上の職員	2	1	0	0	0

(3) 一般職本給表(二)

	A(勤務成績が	B(勤務成績が	C(勤務成績	D(勤務成績が	E(勤務成績が
昇給区分	極めて良好な	特に良好な職	が良好な職	やや良好でな	良好でない職
	職員)	員)	員)	い職員)	員)
57 歳未満の職員	8	6	4	2	0
57 歳以上の職員	2	1	0	0	0

別表第5(第13条関係)

管理職手当額表

	1 44 1	A 47 (III)	11th
職務区分	本給表	金額(円)	備考
I種	般(一)	94, 000	ただし,再雇用職員等にあっては,79,800円とする。
	教(一)	107, 000	
	医(二)	88,000	ただし,再雇用職員等にあっては,75,800円とする。
II 種	般(一)	73, 000	ただし,再雇用職員等にあっては,56,200円とする。
	教(一)	94, 000	
	教(二)	74, 000	
	教(三)	71,000	
	医(一)	69,000	ただし,再雇用職員等にあっては,51,000円とする。
	医(二)	69,000	ただし,再雇用職員等にあっては,51,000円とする。
III 種	般(一)	62,000	ただし、再雇用職員等にあっては、56,200円とする。
	教(一)	80,000	
	教(二)	68,000	
	教(三)	65, 000	
	医(二)	59,000	ただし,再雇用職員等にあっては,44,200円とする。
IV種	般(一)	50,000	ただし,再雇用職員等にあっては,36,900円とする。
	教(一)	60,000	
	教(二)	57, 000	
		33, 000	教職調整額受給者
	教(三)	54, 000	
		33, 000	教職調整額受給者
V種	教(一)	50,000	
VI 種	教(一)	40,000	
VII 種	教(一)	30,000	

別表第6(第24条関係)

適用区分表及び調整基本額表

(1) 適用区分表

職員区分	調
	整
	数
① 教授, 准教授, 講師(常勤の者に限る。)又は助教で大学院担当を命じられた者(以	3
下「大学院担当教員」という。)のうち、大学院研究科の博士課程後期を担当する者で	
主任として学生(医学を履修する4年の博士課程にあっては5人以上、それ以外にあっ	
ては4人以上)に対する研究指導に従事するもの	
② 大学院担当教員のうち、主任として学生に対する研究指導に従事する者(前号に掲	2
げる者を除く。)	
③ 大学院担当教員のうち、大学院研究科において、講義、演習、実験・実習を年度を	1
通じて併せて2単位以上担当する者	

④ 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教 ⑤ 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う 1 業務に従事することを常例とする病理細菌技術者(附属病院の職員を除く。) ⑥ 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う|1 業務に従事することを主たる職務内容とする職員(附属病院の職員及び教育職本給表 (一)適用職員を除く。) ⑦ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当 該動物について行う実験業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員(教育職 本給表(一)適用職員を除く。) ⑧ 特別支援学校に勤務する主幹教諭,教諭及び養護教諭(授業を担当し,幼児,児童 1Ⅰ 又は生徒に直接接することを常態とする教頭を含む。) ⑨ 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者 3 を専ら収容する病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手(一般職(二)本給 表適用者に限る。) ⑩ 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限 る。), 副看護師長, 看護師, 准看護師及び看護助手(医療職(二)本給表適用者に限 る。) ⑪ 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 2 ⑫ 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来2 患者に直接接する病理細菌技術者及びその助手 (3) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接し2 て行うことを常例とする診療放射線技術者及びその業務補助を行うことを常例とする診 療放射線技術者助手 ④ 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療」 病棟」という。)に勤務する看護師長、副看護師長、看護師、准看護師、助産師及び看 護助手 ⑤ 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 ⑥ 受付その他の窓口業務(診療科の窓口業務にあっては、診療を受ける延患者数のう。 ち結核又は精神病の延患者数が過半数である窓口の業務に限る。)を担当することを命 じられ、かつ、現に窓口において外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態と する事務職員 団 患者の環境調査、患者及び家族の医療、身上相談等を行うことを常態とする医療ソ日 ーシャルワーカー

(B) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員

(2) 調整基本額表

イ 一般職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600 円
6級	11,200円

7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900 円

口 一般職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	7,400 円
3級	8,500円
4級	8,700円
5級	9,600円

ハ 教育職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,500円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000 円

ニ 教育職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	11,100円
3級	12,200 円
4級	13, 100 円

ホ 教育職本給表(三)

職務の級	調整基本額
1級	8,400円
2級	11,000円
3級	11,800円
4級	12,700 円

へ 医療職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	6,200 円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円
7級	12,200円
8級	13,800円

ト 医療職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400 円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400 円
6級	11,600円
7級	12,500円

別表第7(第25条関係)

初任給調整手当

期間の区分	金額
1 年未満	51, 100 円
1年以上2年未満	51, 100 円
2年以上3年未満	51, 100 円
3年以上4年未満	51, 100 円
4年以上5年未満	51, 100 円
5年以上6年未満	51, 100 円
6年以上7年未満	49, 300 円
7年以上8年未満	47,500円
8年以上9年未満	45, 700 円
9年以上10年未満	43,900 円
10 年以上 11 年未満	42, 100 円
11 年以上 12 年未満	40,300円
12 年以上 13 年未満	38,500円
13 年以上 14 年未満	36, 700 円
14 年以上 15 年未満	35, 300 円
15 年以上 16 年未満	33,900 円
16 年以上 17 年未満	32,500 円
17 年以上 18 年未満	31, 100 円
18 年以上 19 年未満	29, 700 円
19 年以上 20 年未満	28, 300 円
20 年以上 21 年未満	26,900円
21 年以上 22 年未満	26, 300 円
22 年以上 23 年未満	25, 700 円
23 年以上 24 年未満	24, 700 円
24 年以上 25 年未満	24, 100 円
25 年以上 26 年未満	23,500円
26 年以上 27 年未満	22,900 円
27 年以上 28 年未満	22,300円
28 年以上 29 年未満	21,500円

31 年以上 32 年未満 20, 200 円 32 年以上 33 年未満 19, 300 円
02 7八工 00 7八間 10; 000 1
33 年以上 34 年未満 18,400 円
34年以上35年未満17,700円

別表第8(第26条関係)

義務教育等教員特別手当

(1) 教育職本給表(二)の適用を受ける者 (単位:円)

(千)近	. 1 1	/						
級								
	1 糸	及	2	級	3	級	4	級
号給								
1~4	2, 0	00	2,	500	5,	100	6,	800
5~8	2, 0	00	2,	600	5,	200	6,	900
9~12	2, 1	00	2,	800	5,	400	7,	100
13~16	2, 2	00	2,	900	5,	500	7,	200
17~20	2, 3	00	3,	000	5,	700	7,	400
21~24	2, 4	00	3,	200	5,	900	7,	500
25~28	2, 6	00	3,	300	6,	000	7,	600
29~32	2, 7	00	3,	500	6,	100	7,	700
33~36	2, 8	00	3,	700	6,	300	7,	900
37~40	2, 9	00	3,	800	6,	400	8,	000
41~44	3, 1	00	4,	100	6,	600		
45~48	3, 2	00	4,	300	6,	800		
49~52	3, 3	00	4,	500	6,	900		
53~56	3, 4	00	4,	800	7,	000		
57 ~ 60	3, 5	00	4,	900	7,	100		
61~64	3, 6	00	5,	100	7,	200		
65~68	3, 7	00	5,	300	7,	300		
69~72	3, 8	00	5,	400	7,	400		
73 ~ 76	3, 9	00	5,	500	7,	500		
77 ~ 80	4, 0	00	5,	600	7,	500		
81~84	4, 1	00	5,	800				
85~88	4, 1	00	5,	900				
89~92	4, 2	00	6,	100				
93~96	4, 3	00	6,	200				
97~100	4, 4	00	6,	300				
101~104	4, 4	00	6,	400				

105~108	4 500	6 500	
-			
109~112	4, 500	6,600	
113~116	4,600	6, 700	
117~120	4, 700	6,800	
121~124	4, 700	6, 900	
125~128	4,800	6, 900	
129~132	4, 900	6, 900	
133~136	4, 900	7,000	
137~140	4, 900	7, 100	
141~144	5,000	7, 100	
145~148	5, 100	7, 100	
149~153	5, 100		

(2) 教育職本給表(三)の適用を受ける者 (単位:円)

級				
\	1級	2級	3級	4級
号給				
1~4	2,000	2, 100	4, 200	6,800
5~8	2,000	2, 300	4, 400	6, 900
9~12	2, 100	2, 400	4, 500	7, 100
13~16	2, 200	2, 500	4, 900	7, 200
17~20	2, 300	2,600	5, 100	7, 400
21~24	2, 400	2,800	5, 200	7, 500
25~28	2,600	2, 900	5, 400	7,600
29~32	2, 700	3,000	5, 500	7, 700
33~36	2,800	3, 200	5, 700	7, 900
37 ~ 40	2, 900	3, 300	5, 900	8,000
41~44	3, 100	3, 500	6,000	
45~48	3, 200	3, 700	6, 100	
49~52	3, 300	3,800	6, 300	
53 ~ 56	3, 400	4, 100	6, 400	
57 ~ 60	3, 500	4, 300	6,600	
61~64	3,600	4, 500	6,800	
65~68	3, 700	4,800	6, 900	
69 ~ 72	3,800	4, 900	7,000	
73 ~ 76	3, 900	5, 100	7, 100	
77 ~ 80	4,000	5, 300	7, 200	
81~84	4, 100	5, 400	7, 300	
85~88	4, 100	5, 500	7, 400	
89~92	4, 200	5, 600	7, 500	
93~96	4, 300	5, 800	7, 500	

97~100	4, 400	5, 900	
101~104	4, 400	6, 100	
105~108	4, 500	6, 200	
109~112	4, 500	6, 300	
113~116	4,600	6, 400	
117~120	4, 700	6, 500	
121~124	4, 700	6,600	
125~128	4,800	6, 700	
129~132		6,800	
133~144		6, 900	
145~148		7,000	
149~157		7, 100	

別表第9(第30条関係)

期末手当

(1) 役職段階別加算

1) 一般職本給表適用者

本給表	職員	加算割合
一般職(一)	10級・9級・8級の職員	100 分の 20
	7級・6級の職員	100 分の 15
	5級・4級の職員	100 分の 10
	3級の職員	100分の5
一般職(二)	5級の職員	100 分の 10
	4級の職員	100分の5
	3級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5

2) 教育職本給表適用者

本給表	職員	加算割合
教育職 (一)	5 級の職員	100分の 15(別に定める職員にあっては 100分 の 20)
	4 級の職員	100分の 10(別に定める職員にあっては 100分の 15)
	3級の職員	100分の10
	2級の職員(別に定める職員に限 る。)	100分の5
教育職 (二)	4級の職員	100分の15
教育職 (三)	3級の職員	100分の10
	2級の職員(別に定める職員に限	100分の10(別に定める職員に限る。)
	る。)	100 分の 5

3) 医療職本給表適用者

本給表	職員	加算割合
医療職(一)	8級・7級・6級の職員	100 分の 15
	5級の職員	100 分の 10
	4級・3級の職員	100分の5
	2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5
医療職(二)	7級・6級の職員	100 分の 15
	5級・4級の職員	100 分の 10
	3級の職員	100分の5
	2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5

(2) 管理職の地位にある職員の本給月額の割増率

1) 一般職本給表適用者

本給表	管理職手当の区分	加算割合
一般職(一)	管理職手当支給細則第2条の区分 I 種の職員	100 分の 15
	管理職手当支給細則第2条の区分 II 種の職員	100 分の 10

2) 教育職本給表適用者

本給表	管理職手当の区分	加算割合
教育職(一)	管理職手当支給細則第2条の区分 I 種の職員	100 分の 15
	管理職手当支給細則第2条の区分 II 種の職員	100 分の 10

3) 医療職本給表適用者

本給表	管理職手当の区分	加算割合
医療職(一)	管理職手当支給細則第2条の区分 II 種の職員	100 分の 10
医療職(二)	管理職手当支給細則第2条の区分 I 種の職員	100 分の 15
	管理職手当支給細則第2条の区分 II 種の職員	100 分の 10

(3) 在職期間別支給割合

在職期間	支給割合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

別表第 10(第 31 条関係)

勤勉手当

(1) 成績率

ア 再雇用職員等以外の職員

	割合	
区分	特定幹部職	その他の職
	員	員
勤務成績が特に優秀な職員	166%	142%
(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)		

勤務成績が優秀な職員	142%	116.5%
(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)		
勤務成績が良好な職員	118.5%	98.5%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	90%	70%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	70%	60%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	50%	49.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受け た職員	30%	39%

イ 再雇用職員等

区分		割合	
		12月期	
勤務成績が優秀な職員	54.5%	54.5%	
(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)			
勤務成績が良好な職員	46. 75%	46.75%	
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	35%	35%	
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	30%	30%	
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	25%	25%	
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	20%	20%	

(2) 勤務期間別支給割合

勤務期間	支給割合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100 分の 95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100 分の 90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 箇月未満	100分の10
15 日未満	100 分の 5
0 日	0